

目 次

津市条例

- 津市行政手続条例の一部を改正する条例
津市市税条例の一部を改正する条例
津市ケーブルテレビ放送番組審議会条例を廃止する条例
津市コミュニティバスの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
津市神原温泉湯の瀬の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
津市青山高原保健休養地の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
津市ヒストリーパーク塚原の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
津市錫杖湖畔キャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
津市わかさぎの里の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
津市まん中広場の設置及び管理に関する条例を廃止する条例
津市レークサイド君ヶ野の設置及び管理に関する条例を廃止する条例
津市立学校設置条例の一部を改正する条例
津市火災予防条例の一部を改正する条例
津市職員の給与に関する条例及び津市一般職の任期付き職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
津市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
津市常勤の監査委員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
津市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
津市教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例

津市規則

- 津市職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則
津市消防法等施行取扱規則の一部を改正する規則
津市延長保育等の実施に関する規則及び津市幼保連携型認定こども園の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

津市訓令

- 津市地価公示台帳閲覧規程の一部を改正する訓令

津市告示

- 介護保険法に基づく介護予防支援事業所の指定
ふるさと津かがやき寄附金の収納事務の委託
津市こども応急クリニック・休日デンタルクリニック、津市応急クリニックの使用料及び手数料の徴収事務委託
市道路線の区域変更

津市公告

- 建設工事等の事後審査型条件付一般競争入札の執行
建設工事等の条件付一般競争入札の執行

建設工事等の事後審査型条件付一般競争入札の執行に係る共通事項

開発行為に関する工事の完了

開発行為に関する工事の完了

道路位置の指定

津市学校給食会計管理システム構築等プロポーザルの実施

津市農業振興地域整備計画案の公告総覽

開発行為に関する工事の完了

開発行為に関する工事の完了

津市消防本部公告

緊急使用停止命令

※ 目次には、J I S第一・第二水準範囲内の文字を使用しています。

津市行政手続条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月19日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第34号

津市行政手続条例の一部を改正する条例

津市行政手続条例（平成18年津市条例第21号）の一部を次のように改正する。

本則（第15条第3項及び第22条第3項を除く。）中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第15条第3項中「名あて人」を「名宛人」に、「その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次の1項を加える。

4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置及び公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示する措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第16条第1項中「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に改める。

第22条第3項中「第15条第3項」及び「同条第3項」の次に「及び第4項」を加え、「名あて人」を「名宛人」に改め、「と、」の次に「同項中」を加え、「掲示を始めた日から2週間を経過した」を削り、「、掲示を始めた」を「、当該措置を開始した」に改める。

第29条中「第15条第3項及び」の次に「第4項並びに」を加え、「、同項第3号」を「、同条第4項中「第1項第3号」に、「同項第3号」」を

「第28条第1項第3号」」に、「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に、
「第15条第3項後段」を「第15条第4項後段」に改める。

附 則

- 1 この条例は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和5年法律第63号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の津市行政手続条例第15条第3項及び第4項（これらの規定を同条例又は他の条例において準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

津市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月19日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第35号

津市市税条例の一部を改正する条例

津市市税条例（平成18年津市条例第71号）の一部を次のように改正する。

第18条中「公示送達は」の次に「、公示事項（同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置及び公示事項が記載された書面を」を加え、「掲示して」を「掲示する措置をとることによって」に改める。

第18条の3中「地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

附 則

第1条 この条例は、地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）

附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日から施行する。

第2条 この条例による改正後の津市市税条例第18条の規定は、この条例の

施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

津市ケーブルテレビ放送番組審議会条例を廃止する条例をここに公布する。

令和 7 年 12 月 19 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 36 号

津市ケーブルテレビ放送番組審議会条例を廃止する条例

津市ケーブルテレビ放送番組審議会条例（平成 23 年津市条例第 2 号）は、
廃止する。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

津市コミュニティバスの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を
ここに公布する。

令和7年12月19日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第37号

津市コミュニティバスの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条 例

津市コミュニティバスの設置及び管理に関する条例（平成21年津市条例第
47号）の一部を次のように改正する。

第1条の次に次の1条を加える。

（定義）

第1条の2 この条例において「路線定期運行」とは、次の各号のいずれかの
路線により定期に運行する自動車による乗合旅客の運送をいう。

(1) 道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第4条
第1項の規定により、一般旅客自動車運送事業の許可（法第3条第1号イ
に規定する一般乗合旅客自動車運送事業に係る許可に限る。）を受けた事
業に係る路線

(2) 法第79条の規定により、自家用有償旅客運送の登録（道路運送法施行
規則（昭和26年運輸省令第75号）第51条第1号に規定する交通空白
地有償運送に係る登録に限る。）を受けた事業に係る路線

2 この条例において「区域運行」とは、次の各号のいずれかの区域において
旅客の需要に応じて行う自動車による乗合旅客の運送をいう。

- (1) 前項第1号に係る許可を受けた事業に係る区域
- (2) 前項第2号に係る登録を受けた事業に係る区域

第3条を次のように改める。

（運行方法）

第3条 コミュニティバスの運行は、路線定期運行又は区域運行により行うも

のとし、路線定期運行に係る路線及び区域運行に係る区域は、規則で定める。第4条第2項中「コミュニティバス」の次に「（路線定期運行に限る。）」を加える。

別表第1中「200円」を「300円」に、「100円」を「150円」に改め、同表備考1中「同乗する者」の次に「1人」を、「額」の次に「（小学生が使用する場合にあっては、70円）」を加え、同表備考2を同表備考3とし、同表備考1の次に次のように加える。

2 道路交通法（昭和35年法律第105号）第105条の2第2項の規定により運転経歴証明書の交付を受けている者（その者と同乗する者1人を含む。）が使用する場合の使用料は、この表に定める使用料の2分の1の額（小学生が使用する場合にあっては、70円）とする。

別表第2中「5,000円」を「7,500円」に、「14,000円」を「21,000円」に、「2,500円」を「3,750円」に、「7,000円」を「10,500円」に改め、同表備考中「同乗する者」の次に「1人」を、「額」の次に「（小学生が使用する場合にあっては、1箇月1,750円又は3箇月4,900円）」を加え、同表備考を同表備考1とし、同表備考に次のように加える。

2 道路交通法第105条の2第2項の規定により運転経歴証明書の交付を受けている者が使用する場合の使用料は、この表に定める使用料の2分の1の額とする。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第5条関係）

回数乗車券

種類	単位	金額
70円券	1組	700円
100円券	1組	1,000円
150円券	1組	1,500円
300円券	1組	3,000円

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に第4条第2項の規定により発行した定期乗車券は、その通用期間内においては、引き続き使用することができる。
- 3 施行日前に第5条第1項の規定により発行した回数乗車券は、施行日以後においてもその券面額で、引き続き使用することができる。

津市榎原温泉湯の瀬の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月19日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第38号

津市榎原温泉湯の瀬の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
津市榎原温泉湯の瀬の設置及び管理に関する条例（令和3年津市条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表中	「	7,000	」	「	7,700	」
		5,000			5,500	
		3,000			3,300	
		2,000			2,200	

を に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、附則第4項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の津市榎原温泉湯の瀬の設置及び管理に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る利用料金について適用し、施行日前の使用に係る利用料金については、なお従前の例による。

3 この条例の施行前に改正前の津市榎原温泉湯の瀬の設置及び管理に関する

条例の規定によりなされた使用に係る手続は、改正後の条例の相当規定によりなされた使用に係る手續とみなす。

- 4 施行日以後の使用に係る手續については、施行日前においても改正後の条例の例により行うものとする。

津市青山高原保健休養地の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
をここに公布する。

令和 7 年 12 月 19 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 39 号

津市青山高原保健休養地の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例

津市青山高原保健休養地の設置及び管理に関する条例（平成 18 年津市条例
第 164 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第15条関係）

保健休養地施設の利用料金

単位 円

施設	使用区分		利用料金	
スポーツ公園	水泳プール (25mプール・幼児用プール)	小学生・中学生	1人1日につき	500
		高校生以上・大人	1人1日につき	800
		幼児・付添い	1人1日につき	200
	テニスコート(2面)		1面につき1時間 (1時間未満は、 1時間とする。) 当たり	1,570
	貸別荘(1DK・4人用)	宿泊	1棟1泊2日につき	29,000
		休憩等(昼間)	1棟3時間まで	14,500
	フリーサイト	全面貸切り	宿泊	1泊2日につき
			日帰り	6時間まで
	フリードッグラン	施設への入場 (入場料)	1人につき6時間 (6時間未満は、 6時間とする。) 当たり	400
			1頭につき6時間 (6時間未満は、 6時間とする。) 当たり	600
	貸切ドッグラン		1人につき1時間 (1時間未満は、 1時間とする。) 当たり	300

			1頭につき1時間 (1時間未満は、 1時間とする。) 当たり	500
キャン プ場	バンガロー	6人用 (6畳板 間)	宿泊 休憩等(昼間)	1棟1泊2日につ き 1棟3時間まで
		6人用 (6畳板 間) ドッ グラン付	宿泊 休憩等(昼間)	1棟1泊2日につ き 1棟3時間まで
		12人用 (12畳 板間)	宿泊 休憩等(昼間)	1棟1泊2日につ き 1棟3時間まで
		30人用 (40畳 板間)	宿泊 休憩等(昼間)	1棟1泊2日につ き 1棟3時間まで
		持込用テントサイト	宿泊	1区画(テント1 張り)1泊2日につ き
			日帰り	施設への入場(入 場料)1人につき3時 間まで
			施設の使 用	1区画(テント1 張り)につき3時 間まで
		バーベキューハウス	日帰り	施設への入場(入 場料)1人につき3時 間まで
			施設の使 用	1卓6人掛けにつ き3時間まで
		キャンプファイヤー場	1回につき	2,200

オートキャンプ場	オートキャンプサイト	A C 電源無し	宿泊	1 区画 (テント 1 張り車 1 台) 1 泊 2 日につき	6,600
				日帰り 施設への入場 (入場料)	1 人につき 3 時間まで
			施設の使用	1 区画 (テント 1 張り車 1 台) につき 3 時間まで	1,100
	A C 電源有り	宿泊	1 区画 (テント 1 張り車 1 台) 1 泊 2 日につき	7,700	
			日帰り 施設への入場 (入場料)	1 人につき 3 時間まで	770
		施設の使用	1 区画 (テント 1 張り車 1 台) につき 3 時間まで	1,100	
伊勢見公園	テニスコート (2面)			1 面につき 1 時間 (1 時間未満は、 1 時間とする。) 当たり	1,570

[備考]

- 1 宿泊とは、使用開始日の午後 1 時から使用終了日の午前 11 時（貸別荘及びバンガローにあっては、午前 10 時）までの使用をいう。
- 2 宿泊の使用は、他の者の使用がない場合に限り、使用開始時間を午前 9 時まで繰り上げ、又は使用終了時間を午後 5 時まで延長して使用させることができるものとし、当該繰上げ又は延長に係る利用料金は、繰上げ又は延長を行った時間 1 時間（1 時間未満は、1 時間とする。）につき、この表に定める利用料金に 10 分の 1 を乗じて得た額（10 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を加算する。

- 3 休憩等（昼間）及び日帰りの使用は、他の者の使用がない場合に限り、3時間（フリーサイトにあっては、6時間）を超えて使用させることができる（午前9時から午後5時までに限る。）ものとし、当該超過に係る利用料金は、超過時間1時間（1時間未満は、1時間とする。）につき、この表に定める利用料金に10分の1を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を加算する。
- 4 バーベキューハウス及びキャンプファイヤー場を使用する場合の材料は、使用者の持込みによるものとする。
- 5 フリーサイトは、全面貸切りによる使用がない場合に限り、フリードッグランとして使用できるものとする。
- 6 フリーサイトをフリードッグランとして使用するとき又は貸切ドッグランを使用するときは、1人以上が付き添って同施設内に入場しなければならない。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、附則第4項の規定は、公布の日から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の津市青山高原保健休養地の設置及び管理に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る利用料金について適用し、施行日前の使用に係る利用料金については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行前に改正前の津市青山高原保健休養地の設置及び管理に関する条例の規定によりなされた使用に係る手続は、改正後の条例の相当規定によりなされた使用に係る手續とみなす。
- 4 施行日以後の使用に係る手續については、施行日前においても改正後の条例の例により行うものとする。

津市ヒストリーパーク塚原の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 12 月 19 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 40 号

津市ヒストリーパーク塚原の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

津市ヒストリーパーク塚原の設置及び管理に関する条例（平成 18 年津市条例第 168 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 を次のように改める。

別表第1（第14条関係）

津市ヒストリーパーク塚原施設の利用料金

単位 円

使用区分		利用料金	
オートキャンプサイト	Aサイト（AC電源付き）	1区画1夜につき	7,700
	Bサイト（電源無し）	1区画1夜につき	6,600
バーベキューコーナー（こんろ及び網付き）		1テーブル（8人掛け）につき3時間以内	3,140
炭焼き窯及び附属倉庫		1回につき	5,230
温水シャワー室		1室につき5分当たり	200
コインランドリー		1台1回につき	310
〔備考〕 1夜とは、午後1時から翌日の正午までをいう。			

附 則
(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、附則第4項の規定は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の津市ヒストリーパーク塚原の設置及び管理に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表第1の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る利用料金について適用し、施行日前の使用に係る利用料金については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行前に改正前の津市ヒストリーパーク塚原の設置及び管理に関する条例の規定によりなされた使用に係る手続は、改正後の条例の相当規定によりなされた使用に係る手續とみなす。
- 4 施行日以後の使用に係る手續については、施行日前においても改正後の条例の例により行うものとする。

津市錫杖湖畔キャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月19日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第41号

津市錫杖湖畔キャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

津市錫杖湖畔キャンプ場の設置及び管理に関する条例（平成18年津市条例第188号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

使用区分	使用料	
キャンプ場入場料	1人につき	100

」を

使用区分	使用料	
------	-----	--

」に、

「520」を「600」に、「10,470」を「11,700」に、

コテージ		1棟につき1夜当たり	6,280
テント場	個別サイト（テント台付き）	1区画につき1夜当たり	2,090
	フリーサイト	1区画につき1夜当たり	2,090
デイキャンプ	午前9時から午後3時まで	1人につき	200

」を

「

テント場	平日、日曜日又は休日（特定日を除く。）の使用	1 区画につき 1 夜当たり	4,400
	土曜日又は休日の前日（特定日を除く。）の使用	1 区画につき 1 夜当たり	5,500
	特定日の使用	1 区画につき 1 夜当たり	6,600
バーベキュー施設	午前 9 時から午後 3 時まで	1 人につき	300

」に

改め、同表備考に次のように加える。

5 休日とは、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日をいう。

6 特定日とは、4月 29 日から 5 月 5 日までの日又は 8 月 13 日から同月 15 日までの日をいう。

別表第 2 貸しテント（小）の項を削り、同表中「1,040」を「1,100」に改め、同表冷蔵ロッカーの項を削り、同表備考 2 中「デイキャンプ」を「バーベキュー施設における使用」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 3 項の規定は、同年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の津市錫杖湖畔キャンプ場の設置及び管理に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表第 1 及び別表第 2 の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る使用料について適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

3 施行日以後の使用に係る手続については、施行日前においても改正後の条例の例により行うものとする。

津市わかすぎの里の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 12 月 19 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 42 号

津市わかすぎの里の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

津市わかすぎの里の設置及び管理に関する条例（平成 18 年津市条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 を次のように改める。

別表第1（第15条関係）

津市わかすぎの里施設の利用料金

単位 円

施設	使用区分	利用料金	
わかす ぎの里	ログハウス 大	平日の使用	1棟につき1夜当たり 14,100
		土曜日、日曜日又は 休日の使用	1棟につき1夜当たり 17,600
		休憩等（平日の昼間 のみ）	1棟につき3時間（3 時間未満は、3時間と する。）当たり 7,050
	ログハウス 小	平日の使用	1棟につき1夜当たり 9,400
		土曜日、日曜日又は 休日の使用	1棟につき1夜当たり 14,000
		休憩等（平日の昼間 のみ）	1棟につき3時間（3 時間未満は、3時間と する。）当たり 4,700
わかす ぎの里 大原オ ートキ ャンプ 場	オートキヤ ンプサイト	宿泊使用	1区画につき1夜当たり 6,600
		日帰り使用（施設へ の入場（入場料））	1人につき 500
		日帰り使用（施設の 使用）	1区画につき6時間 (6時間未満は、6時 間とする。)当たり 1,100
	シャワールーム	1室につき5分当たり	200
〔備考〕			
1 休日とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号） に規定する休日をいう。			
2 1夜とは、午後2時から翌日の午前11時までをいう。			

別表第2中

わかすぎの里	貸しテント	1張りにつき1夜当たり	1,040
	毛布	1枚につき1夜当たり	310
	なべ	1個につき1日当たり	310
	鉄板	1枚につき1日当たり	1,040
	網	1枚につき1日当たり	1,040
	調理用具	1セットにつき1日当たり	520

を

わかすぎの里	毛布	1枚につき1夜当たり	310
	なべ	1個につき1日当たり	310
	鉄板	1枚につき1日当たり	1,040
	網	1枚につき1日当たり	1,040
	調理用具	1セットにつき1日当たり	520

に、

520	を	1,100
310		310

を

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、同年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の津市わかすぎの里の設置及び管理に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表第1及び別表第2の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る利用料金について適用し、施行日前の使用に係る利用料金については、なお従前の例による。

3 施行日以後の使用に係る手続については、施行日前においても改正後の条例の例により行うものとする。

津市まん中広場の設置及び管理に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

令和 7 年 12 月 19 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 43 号

津市まん中広場の設置及び管理に関する条例を廃止する条例

津市まん中広場の設置及び管理に関する条例（平成 18 年津市条例第 152 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

津市レークサイド君ヶ野の設置及び管理に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

令和 7 年 12 月 19 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第44号

津市レークサイド君ヶ野の設置及び管理に関する条例を廃止する条例

津市レークサイド君ヶ野の設置及び管理に関する条例（平成18年津市条例第167号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

津市立学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月19日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第45号

津市立学校設置条例の一部を改正する条例

津市立学校設置条例（平成18年津市条例第232号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号の表中

「	津市立戸木幼稚園	津市戸木町2337番地	」を
	津市立栗葉幼稚園	津市森町284番地1	
「	津市立戸木幼稚園	津市戸木町2337番地	」に

改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

津市火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月19日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第46号

津市火災予防条例の一部を改正する条例

津市火災予防条例（平成18年津市条例第260号）の一部を次のように改正する。

目次中「第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第29条の2－第29条の7）」を 「第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持 第3章の3 林野火災の予防（第29条の8）に関する基準等（第29条の2－第29条の7）」に改める。」

第29条中「火災に関する警報」の次に「（法第22条第3項に規定する火災に関する警報をいう。）」を加え、同条第7号を削る。

第3章の2の次に次の1章を加える。

第3章の3 林野火災の予防

（林野火災に関する注意報）

第29条の8 市長は、気象の状況が山林、原野等における火災（以下「林野火災」という。）の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができる。

2 前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、本市の区域内に在る者は、第29条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。

第45条第1号中「行為」の次に「（たき火を含む。）」を加える。

附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。

津市職員の給与に関する条例及び津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月19日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第47号

津市職員の給与に関する条例及び津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(津市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 津市職員の給与に関する条例（平成18年津市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第30条第1項中「4,400円」を「4,700円」に、「6,600円」を「7,050円」に改める。

第32条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の105」を「100分の107.5」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の70」を「100分の72.5」に、「100分の105」を「100分の107.5」に、「100分の60」を「100分の62.5」に改める。

第35条第2項第1号中「100分の105」を「100分の107.5」に、「100分の125」を「100分の127.5」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の52.5」に、「100分の60」を「100分の62.5」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1 行政職給料表（第7条関係）

職員の区分	職務の級号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額							
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700	471,900
	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600	477,200
	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500	482,100
	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300	486,700
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100	490,700
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900	494,100
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700	497,000
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500	499,500
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100	501,500
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600	503,500
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100	505,500
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600	507,500
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100	509,500
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400	511,500
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700	513,500
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900	
	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100	
	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400	
	19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700	
	20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900	
	21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100	
	22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900	
	23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700	
	24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500	
	25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100	
	26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700	
	27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300	
	28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900	
	29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600	
	30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400	
	31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800	
	32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500	
	33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000	
	34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400	
	35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800	
	36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200	
	37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600	
	38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900	
	39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200	
	40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500	
	41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800	
	42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100	
	43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200	462,400	
	44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500	462,700	
	45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800	463,000	
	46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100	463,300	
	47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400	463,600	
	48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700	463,900	
	49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900	464,200	
	50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200	464,500	
	51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400	464,800	
	52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700	465,100	
	53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900	465,400	
	54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200	465,700	

55	256, 900	292, 300	338, 500	381, 800	398, 700	422, 500	466, 000
56	257, 200	293, 000	339, 600	382, 500	399, 200	422, 800	466, 300
57	257, 500	293, 600	340, 300	382, 800	399, 600	423, 000	466, 600
58	257, 800	294, 200	341, 200	383, 500	400, 200	423, 300	466, 900
59	258, 100	294, 800	341, 900	384, 200	400, 800	423, 600	467, 200
60	258, 400	295, 500	342, 700	384, 800	401, 300	423, 800	467, 500
61	258, 700	296, 100	343, 500	385, 100	401, 700	424, 000	467, 800
62	259, 000	296, 700	343, 900	385, 600	402, 200	424, 300	468, 100
63	259, 300	297, 200	344, 400	386, 200	402, 700	424, 600	468, 400
64	259, 600	297, 700	345, 100	386, 800	403, 300	424, 800	468, 700
65	259, 900	298, 200	345, 900	387, 100	403, 600	425, 000	469, 000
66	260, 200	298, 800	346, 600	387, 700	404, 000	425, 300	469, 300
67	260, 500	299, 300	347, 300	388, 400	404, 300	425, 600	469, 600
68	260, 800	299, 900	347, 900	389, 000	404, 700	425, 800	469, 900
69	261, 100	300, 300	348, 400	389, 400	405, 000	426, 000	470, 200
70	261, 400	300, 800	349, 000	389, 900	405, 300	426, 300	470, 500
71	261, 700	301, 300	349, 500	390, 500	405, 600	426, 600	470, 800
72	262, 000	301, 900	350, 100	391, 000	405, 800	426, 800	471, 100
73	262, 300	302, 400	350, 400	391, 500	406, 000	427, 000	471, 400
74	262, 600	302, 800	350, 900	392, 100	406, 300	427, 200	471, 700
75	262, 900	303, 100	351, 200	392, 500	406, 600	427, 400	472, 000
76	263, 200	303, 400	351, 600	392, 800	406, 800	427, 600	472, 300
77	263, 500	303, 600	352, 000	393, 200	407, 000	427, 800	472, 600
78	263, 800	303, 900	352, 500	393, 700	407, 300	428, 000	472, 900
79	264, 100	304, 100	353, 000	394, 100	407, 600	428, 200	473, 200
80	264, 400	304, 400	353, 500	394, 500	407, 800	428, 400	473, 500
81	264, 700	304, 600	353, 800	394, 900	408, 000	428, 600	473, 800
82	265, 000	304, 800	354, 200	395, 400	408, 300	428, 800	474, 100
83	265, 300	305, 100	354, 600	395, 800	408, 600	429, 000	474, 400
84	265, 600	305, 300	355, 000	396, 200	408, 800	429, 200	474, 700
85	265, 900	305, 600	355, 300	396, 500	409, 000	429, 400	475, 000
86	266, 200	305, 800	355, 700	396, 800	409, 200	429, 600	475, 300
87	266, 500	306, 100	356, 100	397, 100	409, 400	429, 800	475, 600
88	266, 800	306, 400	356, 500	397, 400	409, 600	430, 000	475, 900
89	267, 100	306, 700	356, 700	397, 700	409, 800	430, 200	476, 200
90	267, 400	307, 000	357, 100	398, 000	410, 000	430, 400	476, 500
91	267, 700	307, 300	357, 500	398, 300	410, 200	430, 600	476, 800
92	268, 000	307, 600	357, 900	398, 600	410, 400	430, 800	477, 100
93	268, 300	307, 800	358, 100	398, 900	410, 600	431, 000	477, 400
94		308, 000	358, 400	399, 200	410, 800	431, 200	477, 700
95		308, 300	358, 800	399, 500	411, 000	431, 400	478, 000
96		308, 700	359, 100	399, 800	411, 200	431, 600	478, 300
97		308, 900	359, 400	400, 100	411, 400	431, 800	478, 600
98		309, 200	359, 800	400, 400	411, 600	432, 000	478, 900
99		309, 500	360, 200	400, 700	411, 800	432, 200	
100		309, 900	360, 600	401, 000	412, 000	432, 400	
101		310, 100	361, 100	401, 300	412, 200	432, 600	
102		310, 400	361, 500	401, 600	412, 400	432, 800	
103		310, 700	361, 900	401, 900	412, 600	433, 000	
104		311, 000	362, 300	402, 200	412, 800	433, 200	
105		311, 200	362, 800	402, 500	413, 000	433, 400	
106		311, 500	363, 200	402, 800	413, 200	433, 600	
107		311, 800	363, 500	403, 100	413, 400	433, 800	
108		312, 100	363, 800	403, 400	413, 600	434, 000	
109		312, 300	364, 200	403, 700	413, 800	434, 200	
110		312, 600	364, 700	404, 000	414, 000	434, 400	
111		313, 000	365, 200	404, 300	414, 200	434, 600	
112		313, 300	365, 700	404, 600	414, 400	434, 800	
113		313, 500	366, 200	404, 900	414, 600	435, 000	

114		313, 700	366, 700	405, 200	414, 800	435, 200		
115		314, 000	367, 200	405, 500	415, 000	435, 400		
116		314, 400	367, 700	405, 800	415, 200	435, 600		
117		314, 600	368, 200	406, 100	415, 400	435, 800		
118		314, 800	368, 700	406, 400	415, 600	436, 000		
119		315, 100	369, 200	406, 700	415, 800	436, 200		
120		315, 400	369, 700	407, 000	416, 000	436, 400		
121		315, 700	370, 200	407, 300	416, 200	436, 600		
122		315, 900	370, 700	407, 600	416, 400	436, 800		
123		316, 200	371, 200	407, 900	416, 600	437, 000		
124		316, 500	371, 700	408, 200	416, 800	437, 200		
125		316, 800	372, 200	408, 500	417, 000	437, 400		
126			372, 700	408, 800	417, 200	437, 600		
127			373, 200	409, 100	417, 400	437, 800		
128			373, 700	409, 400	417, 600	438, 000		
129			374, 200	409, 700	417, 800	438, 200		
130			374, 700	410, 000	418, 000	438, 400		
131			375, 200	410, 300	418, 200	438, 600		
132			375, 700	410, 600	418, 400	438, 800		
133			376, 200	410, 900	418, 600	439, 000		
134			376, 700	411, 200	418, 800	439, 200		
135			377, 200	411, 500	419, 000	439, 400		
136			377, 700	411, 800	419, 200	439, 600		
137			378, 200	412, 100	419, 400	439, 800		
138			378, 700	412, 400	419, 600	440, 000		
139			379, 200	412, 700	419, 800	440, 200		
140			379, 700	413, 000	420, 000	440, 400		
141			380, 200	413, 300	420, 200	440, 600		
142			380, 700	413, 600	420, 400	440, 800		
143			381, 200	413, 900	420, 600	441, 000		
144			381, 700	414, 200	420, 800	441, 200		
145			382, 200	414, 500	421, 000	441, 400		
146			382, 700	414, 800	421, 200	441, 600		
147			383, 200	415, 100	421, 400			
148			383, 700	415, 400	421, 600			
149			384, 200		421, 800			
150			384, 700		422, 000			
151			385, 200		422, 200			
152			385, 700		422, 400			
153			386, 200		422, 600			
154			386, 700		422, 800			
155			387, 200		423, 000			
156			387, 700		423, 200			
157			388, 200		423, 400			
158			388, 700		423, 600			
159			389, 200		423, 800			
160			389, 700		424, 000			
161			390, 200					
162			390, 700					
163			391, 200					
164			391, 700					
165			392, 200					
166			392, 700					
167			393, 200					
168			393, 700					
169			394, 200					
170			394, 700					

任用 短時 間勤 務職 員	円	円	円	円	円	円	円	円
	200, 300	227, 800	269, 500	290, 100	305, 700	331, 900	374, 800	409, 200

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第44条に規定する職員を除く。

別表第2 教育職給料表（第7条関係）
 ア 教育職給料表（一）

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
	円	円	円	円
1	275,700	354,200	408,200	475,300
2	277,900	355,800	409,800	484,100
3	280,000	357,400	411,100	492,700
4	281,900	358,900	412,300	501,100
5	283,700	360,400	413,500	509,500
6	285,200	362,000	414,500	517,500
7	286,700	363,600	415,500	525,000
8	288,200	365,100	416,400	532,200
9	290,000	366,500	417,300	539,100
10	291,900	368,500	418,300	545,000
11	293,700	370,500	419,400	549,600
12	295,600	372,400	420,500	553,000
13	297,600	374,200	421,500	556,400
14	299,600	375,800	422,600	559,500
15	301,600	377,400	423,600	562,400
16	303,600	378,800	424,600	564,900
17	305,500	380,100	425,600	567,000
18	308,000	381,600	426,700	569,500
19	310,700	382,800	427,800	572,000
20	313,300	384,100	428,900	574,500
21	315,900	385,400	429,900	577,000
22	318,300	386,600	431,000	579,500
23	320,700	387,800	432,100	582,000
24	322,900	388,900	433,200	584,500
25	325,100	390,000	434,100	587,500
26	327,100	391,300	435,200	590,500
27	329,100	392,600	436,200	593,500
28	331,100	393,900	437,200	596,500
29	333,100	395,100	438,100	599,500
30	335,000	396,400	439,200	602,500
31	336,900	397,700	440,200	605,500
32	338,800	398,900	441,300	
33	340,600	400,100	442,300	
34	342,500	401,300	443,500	
35	344,400	402,500	444,600	
36	346,300	403,600	445,800	
37	348,000	404,600	446,500	
38	349,200	405,800	447,400	
39	350,300	406,900	448,300	
40	351,300	407,900	449,100	
41	351,800	409,000	449,900	
42	352,200	410,200	450,800	
43	352,600	411,300	451,600	
44	352,900	412,400	452,300	
45	353,400	413,300	453,000	
46	353,900	414,300	453,900	
47	354,400	415,300	454,800	
48	354,700	416,200	455,700	
49	355,000	417,400	456,600	
50	355,300	418,700	457,500	
51	355,600	420,100	458,500	
52	355,900	421,400	459,400	
53	356,300	422,200	460,400	

54	356, 600	423, 200	461, 400	
55	357, 000	424, 200	462, 300	
56	357, 300	425, 300	463, 300	
57	357, 600	426, 200	464, 200	
58	358, 000	426, 900	465, 100	
59	358, 300	427, 700	466, 000	
60	358, 700	428, 400	467, 000	
61	359, 000	429, 100	467, 800	
62	359, 300	429, 900	468, 200	
63	359, 700	430, 700	468, 800	
64	360, 000	431, 300	469, 400	
65	360, 300	431, 900	470, 000	
66	360, 700	432, 200	470, 700	
67	361, 000	432, 500	471, 000	
68	361, 400	432, 800	471, 600	
69	361, 800	433, 100	472, 000	
70	362, 100	433, 400	472, 300	
71	362, 500	433, 600	472, 600	
72	362, 900	433, 900	472, 900	
73	363, 200	434, 100	473, 200	
74	363, 600	434, 300		
75	364, 000	434, 600		
76	364, 400	434, 900		
77	364, 700	435, 100		
78	365, 100	435, 300		
79	365, 500	435, 600		
80	366, 000	435, 900		
81	366, 500	436, 100		
82	367, 100	436, 300		
83	367, 800	436, 600		
84	368, 400	436, 900		
85	369, 000	437, 100		
86	369, 600	437, 400		
87	370, 200	437, 700		
88	370, 800	437, 900		
89	371, 300	438, 100		
90	371, 700	438, 400		
91	372, 000	438, 700		
92	372, 400	438, 900		
93	372, 800	439, 100		
94	373, 200			
95	373, 600			
96	374, 000			
97	374, 600			
98	375, 100			
99	375, 500			
100	376, 000			
101	376, 400			
102	376, 900			
103	377, 200			
104	377, 500			
105	378, 000			
106	378, 400			
107	378, 900			
108	379, 400			
109	379, 800			
110	380, 300			
111	380, 700			
112	381, 100			

113	381, 500		
114	381, 900		
115	382, 300		
116	382, 700		
117	383, 100		
118	383, 500		
119	383, 900		
120	384, 300		
121	384, 600		
122	385, 000		
123	385, 400		
124	385, 700		
125	386, 100		
126	386, 600		
127	387, 100		
128	387, 500		
129	387, 900		
130	388, 300		
131	388, 700		

備考 この表は、三重短期大学の学長、教授、准教授、講師、助教及び助手に適用する。

イ 教育職給料表（二）

職員 の区 分	職務 の級 号 級	1 級			2 級			3 級		
		給	料	月 領	給	料	月 領	給	料	月 領
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	1		円			円			円	
	2	225, 600			332, 500			361, 900		
	3	227, 700			334, 300			363, 400		
	4	229, 800			336, 100			364, 900		
	5	231, 900			337, 800			366, 300		
	6	234, 000			339, 400			367, 700		
	7	236, 400			341, 300			369, 000		
	8	238, 800			343, 200			370, 300		
	9	241, 300			345, 000			371, 700		
	10	243, 700			346, 800			373, 100		
	11	246, 100			348, 800			374, 400		
	12	248, 500			350, 600			375, 700		
	13	251, 000			352, 300			376, 900		
	14	253, 400			354, 000			378, 100		
	15	255, 000			355, 700			379, 400		
	16	256, 600			357, 200			380, 600		
	17	258, 200			358, 800			381, 800		
	18	259, 800			360, 400			382, 800		
	19	261, 200			361, 700			384, 000		
	20	262, 600			362, 900			385, 200		
	21	264, 000			364, 000			386, 300		
	22	265, 400			365, 300			387, 300		
	23	266, 600			366, 700			388, 500		
	24	267, 800			368, 100			389, 700		
	25	269, 000			369, 400			390, 800		
	26	270, 300			370, 600			391, 800		
	27	271, 400			372, 000			393, 000		
	28	272, 500			373, 300			394, 100		
	29	273, 700			374, 600			395, 200		
	30	275, 000			375, 800			396, 300		
	31	276, 700			377, 200			397, 500		
	32	278, 400			378, 500			398, 700		
	33	280, 100			379, 800			399, 800		
	34	281, 800			381, 100			400, 800		
	35	283, 800			382, 300			401, 900		
	36	286, 000			383, 400			403, 100		
	37	288, 200			384, 600			404, 300		
	38	290, 400			385, 800			405, 500		
	39	292, 600			387, 000			406, 800		
	40	294, 800			388, 200			407, 900		
	41	296, 900			389, 300			409, 100		
	42	298, 900			390, 400			410, 200		
	43	300, 800			391, 600			411, 500		
	44	302, 700			392, 800			412, 500		
	45	304, 500			393, 900			413, 600		
	46	306, 300			395, 000			414, 800		
	47	308, 200			396, 300			416, 000		
	48	310, 000			397, 500			417, 200		
	49	311, 700			398, 600			418, 400		
	50	313, 400			399, 500			419, 500		
	51	315, 200			400, 700			420, 500		
	52	316, 900			401, 700			421, 800		
	53	318, 500			402, 800			423, 000		
	54	320, 100			403, 600			424, 200		
		321, 800			404, 700			425, 300		

55	323, 600	405, 700	426, 400
56	325, 300	406, 700	427, 500
57	326, 600	407, 800	428, 500
58	328, 500	408, 800	429, 700
59	330, 300	409, 900	430, 900
60	332, 000	411, 000	432, 100
61	333, 600	412, 000	432, 700
62	335, 500	413, 100	433, 500
63	337, 200	414, 200	434, 200
64	338, 900	415, 200	434, 700
65	340, 600	416, 100	435, 000
66	342, 300	417, 000	435, 300
67	344, 000	418, 000	435, 700
68	345, 700	419, 000	436, 100
69	347, 400	419, 800	436, 400
70	348, 700	420, 600	436, 800
71	350, 000	421, 300	437, 100
72	351, 300	422, 100	437, 400
73	352, 800	422, 800	437, 700
74	354, 300	423, 400	438, 000
75	355, 800	424, 100	438, 300
76	357, 300	424, 800	438, 600
77	358, 600	425, 400	438, 800
78	360, 100	426, 100	439, 100
79	361, 600	426, 600	439, 400
80	363, 000	427, 200	439, 600
81	364, 400	427, 600	439, 800
82	365, 900	428, 000	440, 000
83	367, 400	428, 300	440, 200
84	368, 900	428, 500	440, 400
85	370, 200	428, 700	440, 600
86	371, 500	429, 000	440, 800
87	372, 800	429, 300	441, 000
88	374, 000	429, 500	441, 200
89	375, 200	429, 700	441, 400
90	376, 400	430, 000	441, 600
91	377, 500	430, 300	441, 800
92	378, 600	430, 500	442, 000
93	379, 600	430, 700	442, 200
94	380, 700	431, 000	442, 400
95	381, 800	431, 300	442, 600
96	382, 900	431, 500	442, 800
97	384, 000	431, 700	443, 000
98	385, 100	432, 000	443, 200
99	386, 100	432, 300	443, 400
100	387, 200	432, 500	443, 600
101	388, 200	432, 700	443, 800
102	389, 200	433, 000	444, 000
103	390, 100	433, 300	444, 200
104	391, 000	433, 500	444, 400
105	391, 800	433, 700	444, 600
106	392, 800	433, 900	444, 800
107	393, 600	434, 100	445, 000
108	394, 500	434, 300	445, 200
109	395, 300	434, 500	445, 400
110	396, 200	434, 700	445, 600
111	397, 100	434, 900	445, 800
112	398, 000	435, 100	446, 000
113	398, 800	435, 300	446, 200

114	399, 800	435, 500	446, 400
115	400, 700	435, 700	446, 600
116	401, 600	435, 900	446, 800
117	402, 200	436, 100	447, 000
118	403, 100	436, 300	447, 200
119	404, 000	436, 500	447, 400
120	404, 900	436, 700	447, 600
121	405, 700	436, 900	447, 800
122	406, 400	437, 100	448, 000
123	407, 200	437, 300	448, 200
124	408, 000	437, 500	448, 400
125	408, 600	437, 700	448, 600
126	409, 300	437, 900	448, 800
127	410, 000	438, 100	449, 000
128	410, 600	438, 300	449, 200
129	411, 200	438, 500	449, 400
130	411, 900	438, 700	449, 600
131	412, 400	438, 900	449, 800
132	413, 000	439, 100	450, 000
133	413, 600	439, 300	450, 200
134	414, 200	439, 500	450, 400
135	414, 700	439, 700	450, 600
136	415, 200	439, 900	450, 800
137	415, 500	440, 100	451, 000
138	415, 800	440, 300	451, 200
139	416, 000	440, 500	451, 400
140	416, 300	440, 700	451, 600
141	416, 600	440, 900	451, 800
142	416, 900	441, 100	452, 000
143	417, 200	441, 300	452, 200
144	417, 500	441, 500	
145	417, 800	441, 700	
146	418, 100	441, 900	
147	418, 400	442, 100	
148	418, 700	442, 300	
149	418, 900	442, 500	
150	419, 200	442, 700	
151	419, 500	442, 900	
152	419, 700	443, 100	
153	419, 900	443, 300	
154	420, 200	443, 500	
155	420, 500	443, 700	
156	420, 700	443, 900	
157	420, 900	444, 100	
158	421, 200	444, 300	
159	421, 500		
160	421, 700		
161	421, 900		
162	422, 100		
163	422, 300		
164	422, 500		
165	422, 700		
166	422, 900		
167	423, 100		
168	423, 300		
169	423, 500		
170	423, 700		
171	423, 900		
172	424, 100		

173	424, 300		
174	424, 500		
175	424, 700		
176	424, 900		
177	425, 100		
178	425, 300		
179	425, 500		
180	425, 700		
181	425, 900		
182	426, 100		
183	426, 300		
184	426, 500		
185	426, 700		
186	426, 900		
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基 準 給 料 月 額 円 285, 800	基 準 給 料 月 額 円 314, 300	基 準 給 料 月 額 円 341, 600

備考 この表は、幼稚園の園長、主任、教諭及び養護教諭に適用する。

別表第5中「7, 100」を「7, 300」に、「7, 700」を「7, 900」に、「9, 000」を「9, 400」に、「10, 000」を「10, 400」に、「12, 900」を「13, 500」に、「15, 800」を「16, 600」に、「18, 700」を「19, 700」に、「21, 600」を「22, 800」に、「24, 400」を「25, 900」に、「26, 200」を「29, 100」に、「28, 000」を「32, 300」に、「29, 800」を「35, 500」に、「31, 600」を「38, 700」に改める。

第2条 津市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第32条第2項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の107.5」を「100分の106.25」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の72.5」を「100分の71.25」に、「100分の107.5」を「100分の106.25」に、「100分の62.5」を「100分の61.25」に改める。

第35条第2項第1号中「100分の107.5」を「100分の106.25」に、「100分の127.5」を「100分の126.25」に改め、同項第2号中「100分の52.5」を「100分の51.25」に、「100分の62.5」を「100分の61.25」に改める。

(津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成22年津市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の95」を「100分の97.5」に、「100分の105」を「100分の107.5」に、「100分の87.5」を「100分の90」に改める。

別表第1中「392, 000」を「405, 000」に、「440, 000」を「455, 000」に、「492, 000」を「508, 000」に、「555, 000」を「574, 000」に、「634, 000」を「655, 000」に、「740, 000」を「765, 000」に、「864, 000」を「893, 000」に改める。

別表第2中「192, 000」を「200, 300」に、「219, 500」を「227, 800」に、「260, 000」を「269, 500」に、

「279, 700」を「290, 100」に、「294, 900」を「305, 700」に、「320, 600」を「331, 900」に、「362, 700」を「374, 800」に、「396, 200」を「409, 200」に改める。

第4条 津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の97.5」を「100分の96.25」に、「100分の107.5」を「100分の106.25」に、「100分の90」を「100分の88.75」に改める。

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の津市職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）第30条第1項、別表第1、別表第2及び別表第5の規定並びに第3条の規定による改正後の津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）別表第1及び別表第2の規定は令和7年4月1日から、改正後の給与条例第32条第2項及び第3項並びに第35条第2項並びに改正後の任期付職員条例第8条第2項の規定は同年12月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の津市職員の給与に関する条例又は第3条の規定による改正前の津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

第3条 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

津市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月19日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第48号

津市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 津市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成18年津市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の210」を「100分の215」に改める。

第2条 津市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の215」を「100分の212.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の津市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和7年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の津市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

津市常勤の監査委員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月19日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第49号

津市常勤の監査委員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
第1条 津市常勤の監査委員の給与及び旅費に関する条例（平成18年津市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の230」を「100分の235」に改める。

第2条 津市常勤の監査委員の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の235」を「100分の232.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の津市常勤の監査委員の給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和7年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の津市常勤の監査委員の給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

津市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月19日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第50号

津市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
第1条 津市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例（平成18年津市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の230」を「100分の235」に改める。

第2条 津市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の235」を「100分の232.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の津市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和7年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の津市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

津市教育委員会教育長等の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月19日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第51号

津市教育委員会教育長等の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 津市教育委員会教育長等の給与及び旅費等に関する条例（平成18年津市条例第227号）の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の230」を「100分の235」に改める。

第2条 津市教育委員会教育長等の給与及び旅費等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の235」を「100分の232.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の津市教育委員会教育長等の給与及び旅費等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和7年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の津市教育委員会教育長等の給与及び旅費等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

津市職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月24日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第47号

津市職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

第1条 津市職員の給与の支給に関する規則（平成18年津市規則第26号）の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「4,400円」を「4,700円」に、「2,200円」を「2,350円」に改め、同条第3項中「6,600円」を「7,050円」に改める。

第35条第1号中「100分の315」を「100分の322.5」に、「100分の375」を「100分の382.5」に改め、同条第2号中「100分の150」を「100分の157.5」に、「100分の180」を「100分の187.5」に改め、同条第3号中「100分の262.5」を「100分の270」に改める。

第2条 津市職員の給与の支給に関する規則の一部を次のように改正する。

第35条第1号中「100分の322.5」を「100分の318.75」に、「100分の382.5」を「100分の378.75」に改め、同条第2号中「100分の157.5」を「100分の153.75」に、「100分の187.5」を「100分の183.75」に改め、同条第3号中「100分の270」を「100分の266.25」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の津市職員の給与の支給に関する規則（以下「改正後の給与規則」という。）第17条第2項及び第3項の規定は令和7年4月1日から、改正後の給与規則第35条の規定は令和7年12月1日から適用する。

津市消防法等施行取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月24日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第48号

津市消防法等施行取扱規則の一部を改正する規則

津市消防法等施行取扱規則（平成18年津市規則第229号）の一部を次のように改正する。

第4条中「気象の状況が次の各号のいずれかで」を「本市の区域内に同条第2項の規定による乾燥及び強風に係る気象状況が通報され」に改め、同条各号を削る。

第9条の2を第9条の3とし、第9条の次に次の1条を加える。

（林野火災注意報）

第9条の2 条例第29条の8の林野火災に関する注意報は、林野火災の発生の危険性が高い1月から5月までを発令期間とし、本市の区域内に法第22条第2項の規定による乾燥又は強風に係る気象状況が通報され、火災の予防上注意を要すると認めるときに、これを発するものとする。

第18条第2項中「設置されていないこと」の次に「又は設置されている場合においてその主たる機能が喪失していると認められること」を加える。

第6号様式の2中「第9条の2」を「第9条の3」に改める。

附 則

この規則は、令和8年1月1日から施行する。

津市延長保育等の実施に関する規則及び津市幼保連携型認定こども園の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月24日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第49号

津市延長保育等の実施に関する規則及び津市幼保連携型認定こども園の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則
(津市延長保育等の実施に関する規則の一部改正)

第1条 津市延長保育等の実施に関する規則(平成27年津市規則第25号)の一部を次のように改正する。

第12条中「利用料」という。)」の次に「及び一時預かりを利用する児童(当該一時預かりを利用する日の属する年度の初日の前日における年齢が3歳以上の児童に限る。)に係る食事の提供に要した費用(主食費に係る部分に限る。)」を加える。

(津市幼保連携型認定こども園の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 津市幼保連携型認定こども園の設置及び管理に関する条例施行規則(平成30年津市規則第28号)の一部を次のように改正する。

第44条中「「利用料」という。)」を「児童」に、「「利用料」という。)及び一時預かりを利用する子ども(当該一時預かりを利用する日の属する年度の初日の前日における年齢が3歳以上の子どもに限る。)に係る食事の提供に要した費用(主食費に係る部分に限る。)」を「子ども」に改める。

附 則

この規則は、令和8年1月1日から施行する。

津市訓令第12号

府中一般
出先機関

津市地価公示台帳閲覧規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年12月18日

津市長 前 葉 泰 幸

津市地価公示台帳閲覧規程の一部を改正する訓令

津市地価公示台帳閲覧規程（平成18年津市訓令第33号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「午前8時30分から午後5時まで」を「午前8時45分から午後4時まで」に改める。

附 則

この訓令は、令和8年2月2日から施行する。

津市告示第278号

介護保険法（平成9年法律第123号）第58条第1項の規定により、指定介護予防支援事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の30第1号の規定により告示する。

令和7年12月22日

津市長 前 葉 泰 幸

1 事業者の名称

社会福祉法人洗心福祉会

2 事業所の名称

居宅介護支援センター鈴鹿シルバーケア豊壽園

3 事業所の所在地

鈴鹿市東磯山二丁目5番1号

4 指定年月日

令和8年1月1日

5 サービスの種類

介護予防支援

津市告示第279号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定に基づきふるさと納税寄附金の納付事務の指定納付受託者として、次のとおり指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年12月24日

津市長 前葉泰幸

1 指定納付受託者

福島県耶麻郡猪苗代町字葉山7105番地

株式会社 DMC aizu

2 指定日

令和7年12月22日

津市告示第280号

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき指定公金事務取扱者を指定し、使用料の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年12月25日

津市長 前 葉 泰 幸

1 委託を受けた者の名称、住所又は事務所の所在地

(1) 名称

株式会社ソラスト 医療事業本部

(2) 住所又は事務所の所在地

東京都港区港南2-15-3 品川インターナシティC棟12F

2 委託した公金事務に係る歳入等

津市こども応急クリニック・休日デンタルクリニック及び津市応急クリニックの診療費使用料及び手数料

3 指定公金事務取扱者に指定した日

令和7年12月24日

4 委託した日

令和7年12月24日

5 委託期間

令和7年12月24日から令和8年7月31日まで

津市告示第281号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように市道路線の区域を変更した。

その関係図面は、津市建設部用地・地籍調査推進課において、告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和7年12月26日

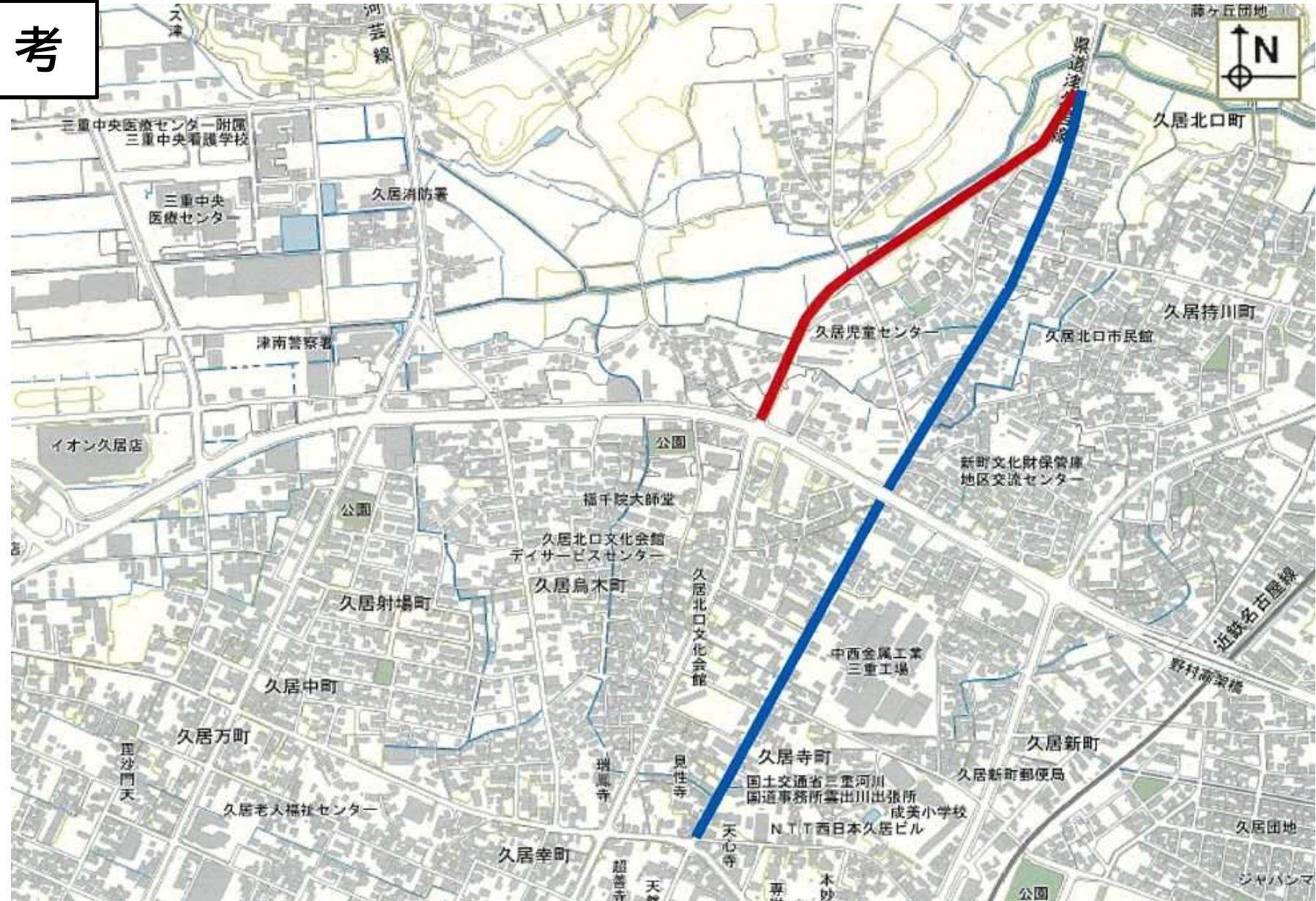
津市長 前 葉 泰 幸

路線名 2280 寺町・北口線

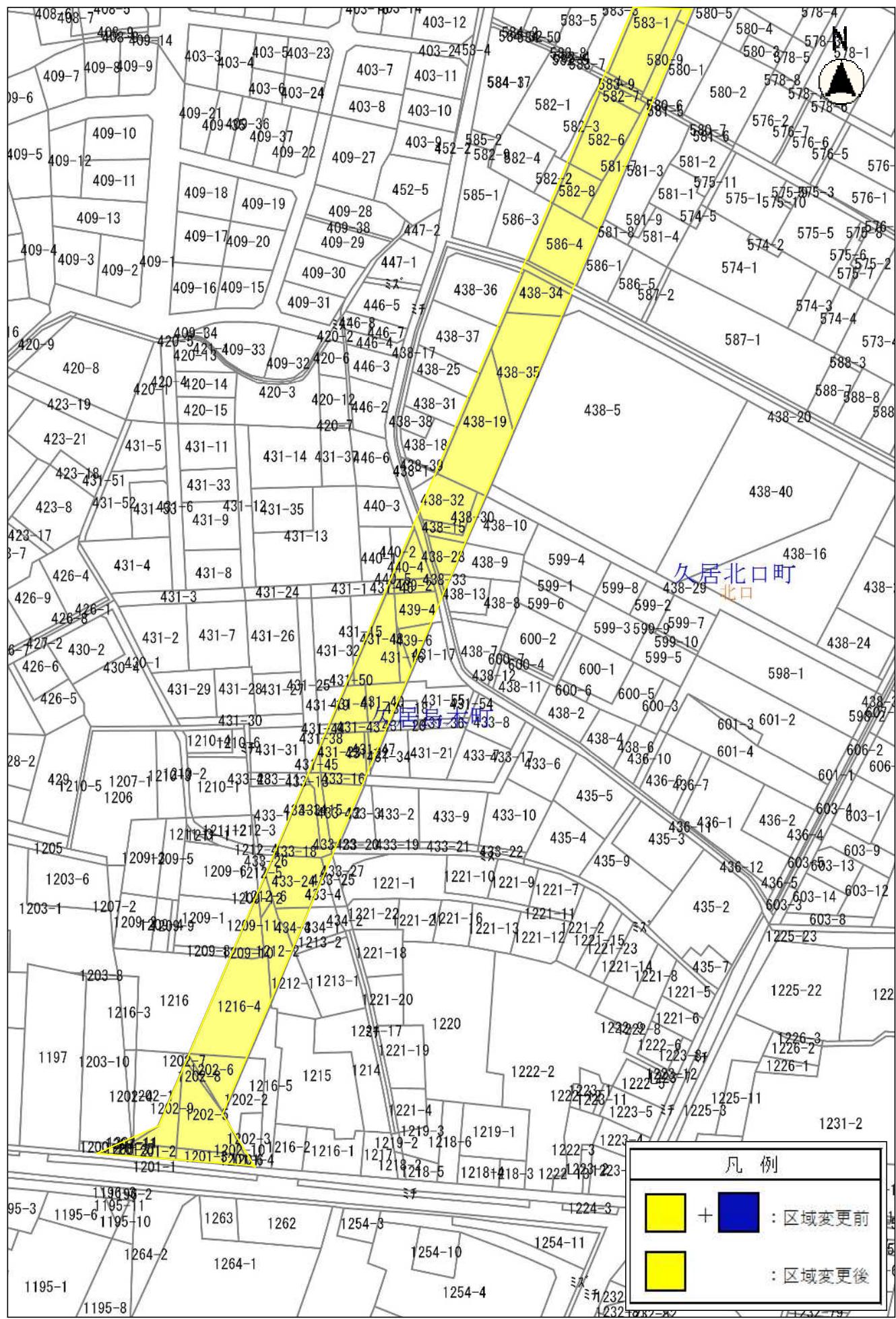
道路の区域

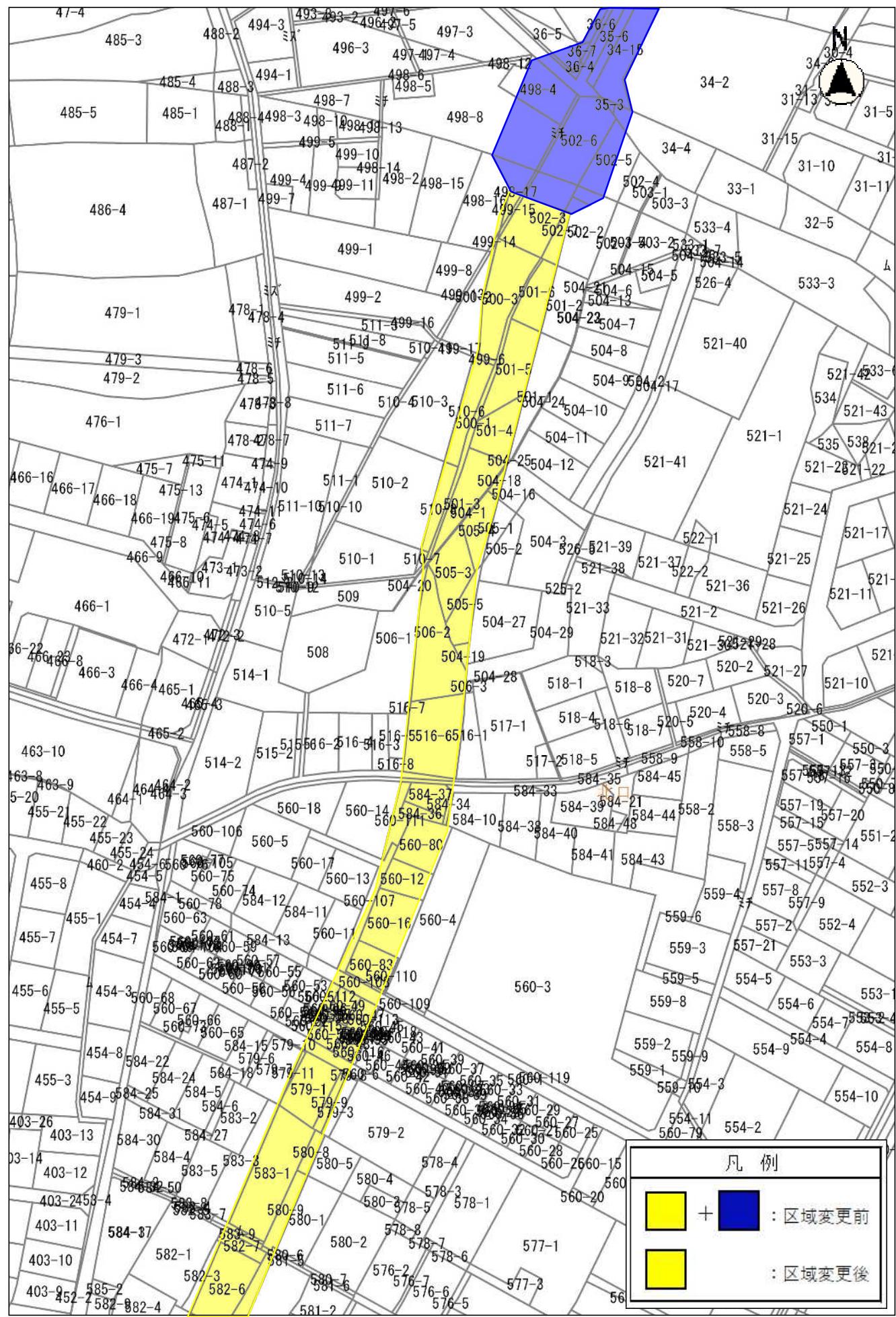
区域	新旧の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市久居寺町1200番1地先から 津市久居北口町字洗ヶ瀬899番3地先 まで	旧	7.0～ 20.4	1341.8
津市久居寺町1200番1地先から 津市久居北口町字北口498番16地先 まで	新	7.0～ 20.4	632.3

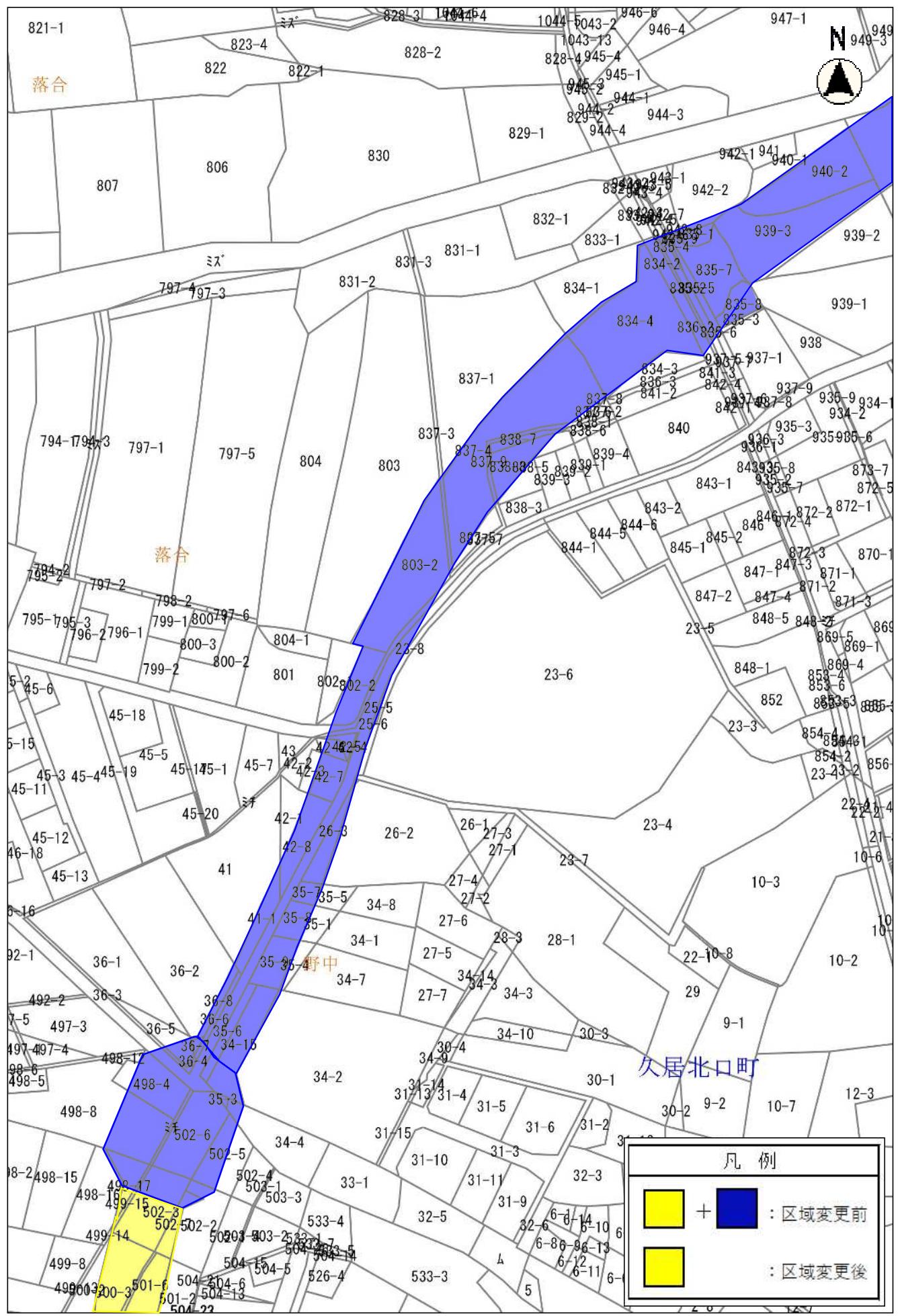
参考

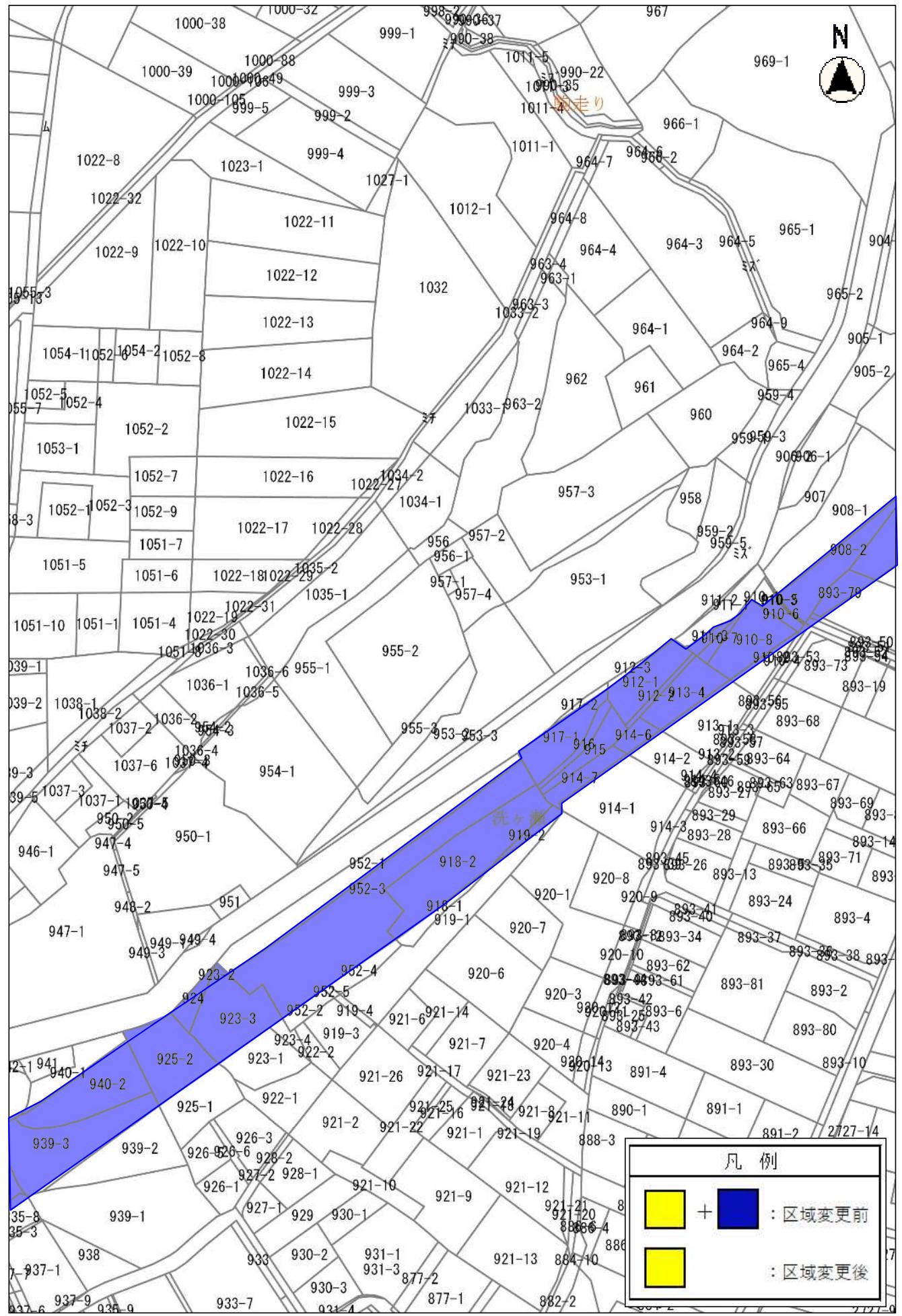


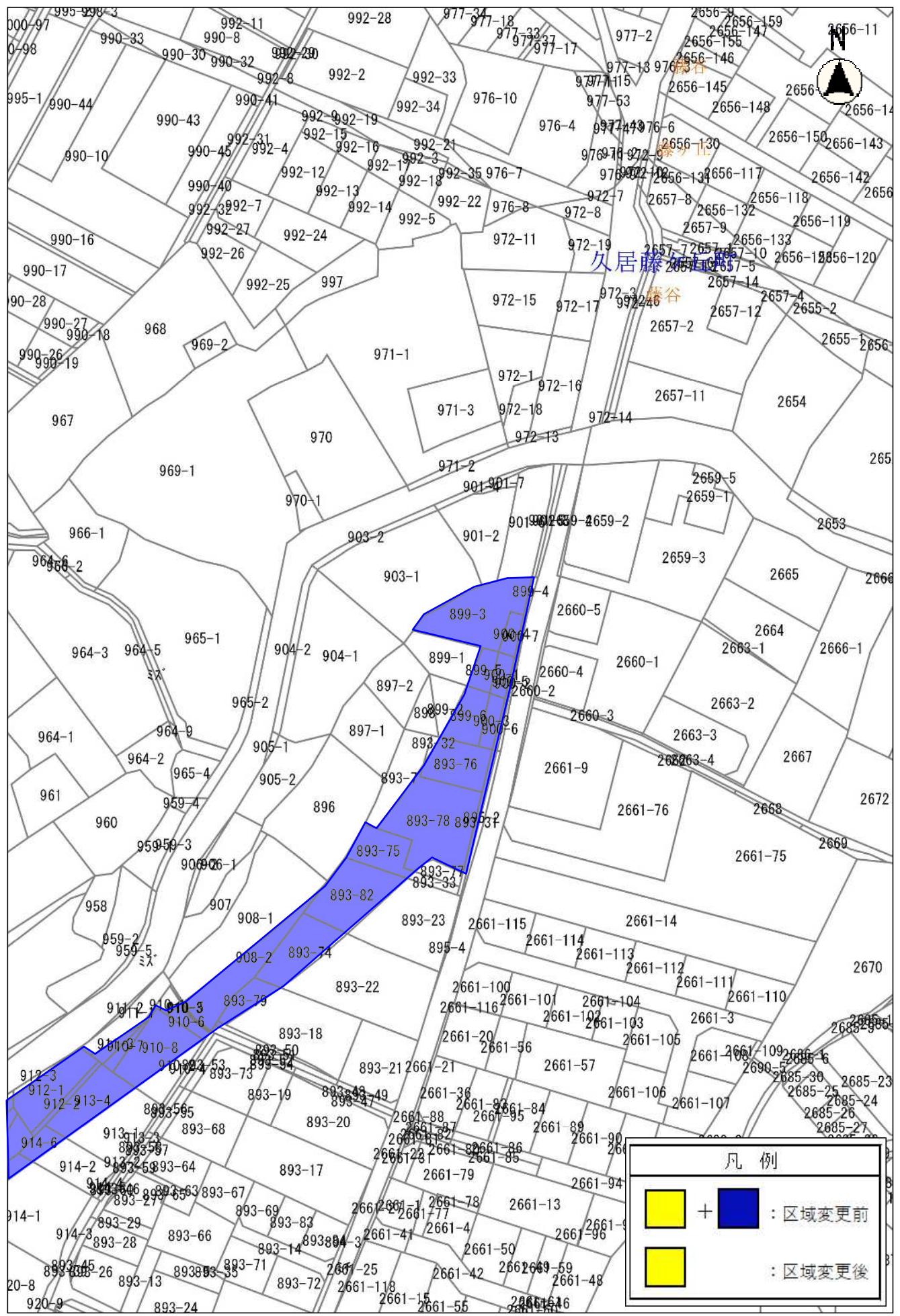
赤…三重県管理となる区間
青…津市管理となる区間











津市公告第177号

建設工事等に係る事後審査型条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び津市契約規則（平成18年津市規則第40号）第4条の規定により、次のとおり公告します。

令和7年12月22日

津市長 前 葉 泰 幸

別紙のとおり

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和7年12月22日		業 務 担 当 課	営繕課		
業 務 名	令和7年度當教施継第1-17号 津市立大三小学校改修その他工事に係る地質調査業務委託					
業 務 場 所	津市白山町二本木地内					
業 務 概 要	機械ボーリング 14m					
期 間	契約締結日から起算して 106 日間					
発 注 業 種	地質調査					
参 加 資 格 に 関 す る 項	登録要件	業種	地質調査	部門		
		地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第2条第1項の規定による登録を受けていること				
	所在地要件	市内本店又は市内支店等				
	当該部門 における 営業収入 金額要件	市内本店	営業収入金額を有すること			
		市内支店等	営業収入金額が5億円以上であること			
	同種業務 実績要件					
	技術者要件	主任技術者	同業種の技術者(本市発注業務における専任配置)			
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	その他の要件					
	提 出 期 限	令和7年12月25日	午後 5 時 まで (指定の質問書を使用すること)			
	回 答 日	令和8年1月6日	津市入札情報公開システムにて回答			
入札方法等	提 出 先	調達契約課工事契約担当 (津市役所本庁舎7階) 又はFAX 059-229-3333				
	入 札 方 法	津市電子入札システムによる				
	入札期間	令和7年12月23日 から 令和8年1月9日 まで ただし、津市電子入札システムの稼働時間中に限る。				
開 札 日 時 及 び 場 所	令和8年1月14日 午前9時00分 津市役所 (本庁舎) 7階 入札室					
予 定 価 格	5,731,000		円 (税抜き)			
最 低 制 限 価 格	有					
入 札 保 証 金	免 除					
契 約 保 証 金	契約金額の100分の10以上					
前 金 払	有 (令和8年4月以降)					
部 分 払	無					
積 算 内 訳 書	要					
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注業務とは調達契約課又は上下水道管理課発注業務で、担当課執行分を除く。 ・津市電子入札実施要綱第7条に基づき、承認を受けた者は、郵便で入札書を提出することができます。 <p>この場合、別に定める「郵便入札の取り扱いについて（令和7年10月以降公告分より）」のとおり郵送してください。</p>					

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和7年12月22日		工 事 担 当 課	消防総務課		
工 事 名	令和7年度消総第2-1号 津市白山消防署美杉分署仮眠室空調設備取替修繕					
工 事 場 所	津市美杉町奥津地内					
工 事 概 要	空調設備取替修繕 空冷ヒートポンプ式ビル用マルチエアコン(EHP) 1組 室内機 3台 ※上記に係る機械設備修繕 一式					
工 期	契約締結日から起算して 60 日間					
発 注 業 種	管					
参 加 資 格 に 関 す る 項	建設業許可	特定・一般				
	所在地要件	市内本店				
	格 付 要 件	あり				
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ブロック】久居	【地区】 美杉	【格付】 C・B・A		
		【ブロック】久居	【地区】 白山	【格付】 C・B		
		【ブロック】久居	【地区】 久居・一志	【格付】 C		
	同 種 工 事 実 績 要 件					
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)			
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)			
	その他の要件					
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	令和7年12月25日 午後5時まで(指定の質問書を使用すること)				
	回 答 日	令和8年1月6日 津市入札情報公開システムにて回答				
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階)又はFAX 059-229-3333				
入札方法等	入 札 方 法	津市電子入札システムによる				
	入札期間	令和7年12月23日 から 令和8年1月9日 まで				
		ただし、津市電子入札システムの稼働時間中に限る。				
開 札 日 時 及 び 場 所	令和8年1月14日 午前9時10分 津市役所(本庁舎)7階 入札室					
予 定 価 格	2,261,000		円 (税抜き)			
最 低 制 限 価 格	無					
入 札 保 証 金	免 除					
契 約 保 証 金	免 除					
前 金 払	有					
部 分 払	無					
積 算 内 訳 書	要					
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。 ・津市電子入札実施要綱第7条に基づき、承認を受けた者は、郵便で入札書を提出することができます。 この場合、別に定める「郵便入札の取り扱いについて(令和7年10月以降公告分より)」のとおり郵送してください。 					

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和7年12月22日		工 事 担 当 課	健康づくり課		
工 事 名	令和7年度健康第2-1号 津市美里保健センター給水配管取替修繕					
工 事 場 所	津市美里町三郷地内					
工 事 概 要	給水配管取替修繕 給水配管 一式 ※上記にかかる機械設備修繕 一式					
工 期	契約締結日から起算して 60 日間					
発 注 業 種	管					
参 加 資 格 に 関 す る 項	建設業許可	特定・一般				
	所在地要件	市内本店				
	格 付 要 件	あり				
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ブロック】安芸	【地区】美里・河芸・芸濃・安濃	【格付】C・B・A		
		【ブロック】	【地区】	【格付】		
		【ブロック】	【地区】	【格付】		
	同 種 工 事 実 績 要 件					
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)			
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)			
	その他要件					
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	令和7年12月25日 午後5時まで(指定の質問書を使用すること)				
	回 答 日	令和8年1月6日 津市入札情報公開システムにて回答				
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階)又はFAX 059-229-3333				
入札方法等	入 札 方 法	津市電子入札システムによる				
	入札期間	令和7年12月23日 から 令和8年1月9日 まで				
		ただし、津市電子入札システムの稼働時間中に限る。				
開 札 日 時 及 び 場 所	令和8年1月14日 午前9時20分 津市役所(本庁舎)7階 入札室					
予 定 価 格	1,172,000		円 (税抜き)			
最 低 制 限 価 格	無					
入 札 保 証 金	免 除					
契 約 保 証 金	免 除					
前 金 払	無					
部 分 払	無					
積 算 内 訳 書	要					
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。 ・津市電子入札実施要綱第7条に基づき、承認を受けた者は、郵便で入札書を提出することができます。 この場合、別に定める「郵便入札の取り扱いについて(令和7年10月以降公告分より)」のとおり郵送してください。 					

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和7年12月22日		業 務 担 当 課	営繕課		
業 務 名	令和7年度當教施繼第1－16号 津市立大三小学校改修その他工事に係る設計業務委託					
業 務 場 所	津市白山町二本木地内					
業 務 概 要	増築 給食棟 鉄筋コンクリート造平家建 延面積245m ² 改修 管理教室棟 鉄筋コンクリート造3階建 延面積3,098m ² 屋内運動場 鉄筋コンクリート造2階建 延面積998m ² 附属棟 鉄骨造平家建 延面積95m ² ※上記に係る設計業務委託 一式					
期 間	契約締結日から起算して 411 日間					
発 注 業 種	建築関係コンサルタント					
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	登録要件	業種	建築関係コンサルタント	部門		
		建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による登録を受けていること				
	所在地要件	市内本店				
	当該業種 における 営業収入 金額要件	市内本店	営業収入金額を有すること			
	同種業務 実績要件					
	技術者要件	主任技術者	一級建築士（本市発注業務における専任配置）			
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	その他の要件	一級建築士の資格を有する技術者を2人以上有すること				
	提出期限	令和8年1月7日	午後 5 時 まで（指定の質問書を使用すること）			
	回答日	令和8年1月9日	津市入札情報公開システムにて回答			
入札方法等	提出先	調達契約課工事契約担当（津市役所本庁舎7階）又はFAX 059-229-3333				
	入札方 法	津市電子入札システムによる				
	入札期間	令和7年12月23日 から 令和8年1月16日 まで ただし、津市電子入札システムの稼働時間中に限る。				
開 札 日 時 及 び 場 所	令和8年1月21日 午前9時00分 津市役所（本庁舎）7階 入札室					
予 定 価 格	28,720,000		円	（税抜き）		
最 低 制 限 価 格	有					
入 札 保 証 金	免 除					
契 約 保 証 金	契約金額の100分の10以上					
前 金 払	有（令和8年4月以降）					
部 分 払	無					
積 算 内 訳 書	要					
其 の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注業務とは調達契約課又は上下水道管理課発注業務で、担当課執行分を除く。 ・津市電子入札実施要綱第7条に基づき、承認を受けた者は、郵便で入札書を提出することができます。 この場合、別に定める「郵便入札の取り扱いについて（令和7年10月以降公告分より）」のとおり郵送してください。 ・本件は津市公契約条例第6条の2第1項に規定する労働報酬下限額の適用案件です。 労働環境の確保に係る誓約事項及び令和7年度津市公契約条例労働報酬下限額運用マニュアルを必ず確認してください。 					

【総合評価落札方式】事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和7年12月22日		工 事 担 当 課	建設整備課		
工 事 名	令和7年度建整道新補第5号 脇ヶ野篠ヶ広線道路改良工事（その2）					
工 事 場 所	津市美杉町下之川地内					
工 事 概 要	掘削工 4,350m ³ 法面吹付工 757m ² アンカーワーク 一式 鉄筋挿入工 130m 管渠工 36m		集水樹・マンホール工 2箇所 排水工 102m 落石防護柵工 一式			
工 期	契約締結日から起算して 243 日間					
発 注 業 種	土木一式					
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定				
	所在地要件	市内本店				
	格 付 要 件	A1・A2				
	地域・格付要件	【プロダク】	【地区】	【格付】		
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の監理技術者(専任配置。ただし監理技術者補佐を専任で配置するときはこの限りでない。)			
		現場代理人	常駐配置(専任の監理技術者又は監理技術者補佐と兼務可)			
総合評価落札方式 に 関 す る 事 項	その他要件					
	総合評価方式 の類型	工事成績重視型(津市建設工事総合評価落札方式試行要領第3条第2号)				
	評価項目、評価の 内容、配点	別紙「総合評価落札方式評価項目一覧」のとおり				
	総合評価点 の算出	加算方式： 総合評価点=価格点(80点満点)+価格以外の評価点(20点満点) 価格点の算出方法は以下のとおりとする。 ア. 入札価格>低入札価格調査基準価格の場合 価格点=80点×失格基準価格÷{(失格基準価格+(低入札価格調査基準価格-失格基準価格)／3+(入札価格-低入札価格調査基準価格)})				
		イ. 入札価格≤低入札価格調査基準価格の場合 価格点=80点×失格基準価格÷{(失格基準価格+(入札価格-失格基準価格)／3)}				
	評価方法及び 落札者決定方法	入札が無効でない者のうち、入札金額が予定価格の範囲内で失格基準価格以上の者について総合評価点を算出する。総合評価点が最も高い者を落札候補者とし、総合評価点が最も高い者が複数ある場合は、電子くじにより決定する。ただし、総合評価点が最も高い者の入札金額が低入札価格調査基準価格未満であれば、落札候補者の決定を保留し、低入札価格調査を実施する。				
		<ul style="list-style-type: none"> ・【第1号様式】評価項目算定資料届出書 ・【第5号様式】施工実績評価資料 ・同種・同規模工事の元請実績について確認できる書類(コリンズ登録等の写し) 				
	【提出資料】 評価項目 算定資料	<ul style="list-style-type: none"> ・社会貢献に関する資料(障がい者雇用状況報告書等の写し及び労働安全衛生マネジメント認証等の写し) ・【別紙様式】市内本店業者施工率評価資料 ・【別紙様式】手持ち工事量評価資料 ・手持ち工事に係るコリンズ登録の写し及び経営規模等評価結果通知書の写し 				
		<ul style="list-style-type: none"> ・【第6号様式】配置予定技術者評価資料 ・配置予定技術者に係る同種・同規模工事の実績について確認できる書類(コリンズ登録等の写し) 				
		<ul style="list-style-type: none"> ・配置予定技術者の保有する資格証(監理技術者資格者証)の写し 				
		<ul style="list-style-type: none"> ・建設系CPD協議会加盟団体(建築関係業種については建築CPD運営会議の加盟団体を含む)が発行した学習履歴証明書等の写し 				

		・【別紙様式】建設キャリアアップシステム評価資料 ・事業者IDの写し等
	価格以外の評価点の公表(審査結果)	令和8年1月20日 津市入札情報公開システムにて公表
	審査結果照会	令和8年1月22日 までに自らの審査結果について書面により照会することができる。 照会対象項目は、価格点以外の評価項目すべてとする。
評価項目算定資料の提出方法	提出方法	持参に限る (提出先) 調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階)
	提出期限	令和8年1月16日 午後5時 ※期限を過ぎた場合は一切受け付けしません。
設計図書等に関する質問	提出期限	令和8年1月7日 午後5時まで(指定の質問書を使用すること)
	回答日	令和8年1月9日 津市入札情報公開システムにて回答
	提出先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333
入札方法等	提出方法	津市電子入札システムによる
	提出期限	令和7年12月23日 から 令和8年1月16日 まで
	郵送先	ただし、津市電子入札システムの稼働時間中に限る。
開札日時及び場所	令和8年1月23日 午前9時00分 津市役所(本庁舎)7階 入札室	
予定価格	111,770,000 円(税抜き)	
低入札価格調査基準価格	有	本件は「津市低入札価格調査試行要領」の対象工事とする。 低入札価格調査基準価格を下回った入札を行った者が落札候補者となった場合においては、落札候補者の決定を保留し、「津市低入札価格調査試行要領」に規定する低入札価格調査を実施する。 低入札価格調査基準価格を下回った入札を行った者に対して本市から資料の提出及び事情聴取の協力の要請があった場合は、これに協力すること。 なお、低入札価格調査基準価格を下回って契約する場合、次の事項を適用する。 ・監理技術者の資格を有する専任の担当技術者を1名追加して工事現場に配置すること。 ・契約保証金を契約金額の10分の3以上の額とすること。 ・前払金を契約金額の10分の2以内の額とすること。
重点調査基準価格	有	低入札価格調査基準価格を下回る入札のうち、重点的に低入札価格調査を実施する場合における基準価格として、重点調査基準価格を設定する。 重点調査基準価格は、低入札価格調査基準価格に100分の97を乗じて得た額(1万円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)とする。
失格基準価格	有	失格基準価格未満の金額の入札は失格とする。 失格基準価格は、「津市低入札価格調査試行要領」別表第1の算出方法により算出した額(1万円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)とする。 ただし、スクラップ評価額が計上されている場合は、「津市低入札価格調査試行要領」別表第1の算出方法により算出した額から、スクラップ評価額を控除した額(1万円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)とする。
入札保証金	免除	
契約保証金	契約金額の100分の10以上	
前金払	有	
部分払	無	
積算内訳書	要	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項、津市建設工事総合評価落札方式試行要領、津市低入札価格調査試行要領とのおりとする。 ・配置技術者について、3ヶ月以上の雇用関係が継続していること。 ・低入札価格調査基準価格を下回った入札を行った者は、価格その他の条件が本市にとって最も有利なものもって申込みをした者であっても落札者とならない場合があります。 ・低入札価格調査を経て契約する場合、津市公契約条例第6条の2第1項に規定する労働報酬下限額の対象案件となります。労働環境の確保に係る誓約事項及び令和7年度津市公契約条例労働報酬下限額運用マニュアルを必ず確認してください。 ・津市電子入札実施要綱第7条に基づき、承認を受けた者は、郵便で入札書を提出することができます。 この場合、別に定める「郵便入札の取り扱いについて(令和7年10月以降公告分より)」のとおり郵送してください。 ・月2回土日完全週休2日制工事(発注者指定型)試行案件です。 	

津市公告第178号

建設工事等に係る条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び津市契約規則（平成18年津市規則第40号）第4条の規定により公告します。

令和7年12月22日

津市長 前葉泰幸

別紙のとおり

1 入札に付する事項

- (1) 工事名 令和7年度建整ス振補継第1号
海浜公園内陸上競技場改修工事
- (2) 工事場所 津市末広町地内
- (3) 工事概要 土木工事
側溝工 1, 398m
管渠工 856m
アスファルト舗装工 11, 161m²
グラウンド・コート用舗装工 30, 164m²
- 建築工事
新築
管理棟 鉄筋コンクリート造2階建 延面積448m²
サッカーゴール等収納庫 鉄骨造平家建 延面積234m²
陸上器具庫 鉄骨造平家建 延面積300m²
写真判定棟 鉄骨造2階建 延面積96m²
屋外トイレ 鉄筋コンクリート造平家建 延面積26(13m²×2箇所)m²
- 改修
スタンド棟 鉄筋コンクリート造2階建 延面積568m²
- (4) 工期 本契約の締結の日から起算して830日間
- (5) 予定価格 2,130,441,000円（税抜き）

2 入札参加者に必要な資格

本件入札は、異業種特定建設工事共同企業体（以下「乙型共同企業体」といいます。）による入札としますので、本件入札に参加できる者については、本件入札に係る公告日から本契約の締結日までの間において、乙型共同企業体の構成員全員が次に掲げる条件を全て満たし、かつ本件入札の参加資格の認定を受けた乙型共同企業体とします。

(1) 乙型共同企業体の構成員共通の資格要件

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- イ 津市建設工事等条件付一般競争入札実施要領（平成18年1月1日施

行。以下「要領」といいます。) 第4条第1項に掲げる要件を備えている者

ウ 要領第4条第2項各号の一に該当しない者

エ 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立て、会社法(平成17年法律第86号)に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第87号)第64条の規定による改正前の商法(明治32年法律第48号)に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であって、手続開始決定の日を基準日とする経営事項審査(その日以後迎えた決算日を基準日とする経営事項審査を受けている場合にあっては、当該経営事項審査)の結果に基づき、建設工事について入札参加資格を認められ、かつ、再生計画又は更生計画が認可された者を除きます。

(2) 乙型共同企業体の構成に関する事項

乙型共同企業体の結成に当たっては、次に掲げる要件を全て満たしていること。

ア 運営形態は、構成員がそれぞれ土木工事及び建築工事を分担して施工する分担施工方式であること。

イ 構成員の数は土木工事及び建築工事を分担する2者とし、各1者の組み合わせで自主結成すること。

ウ 土木工事の構成員については、代表構成員及び第2構成員で結成する特定建設工事共同企業体(以下「甲型共同企業体」といいます。)とすること。

エ 乙型共同企業体の代表者は、土木工事を分担する甲型共同企業体の代表構成員とすること。

オ 構成員は、本工事について他の乙型共同企業体の構成員でないこと。また、乙型共同企業体において、同一の者が2以上の構成員を兼ねることはできません。

カ 乙型共同企業体の構成員間で、実質的に経営が同一(当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し又はその出資の総額1

00分の50を超える出資をしている場合、若しくは当該企業の代表権を有する役員を兼ねている場合など、入札に参加する他の入札参加者との間に資本的又は人的関係がある者)でないこと。

キ 構成員の変更は、原則として認めません。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、津市と協議を行ってください。

(3) 乙型共同企業体及び甲型共同企業体の存続期間

本工事の請負契約の相手方となつた乙型共同企業体（構成員としての甲型共同企業体を含む。）については、成立してから本工事の請負契約の履行完了後3か月を経過するまで存続すること。また、本工事の相手方とならなかつた乙型共同企業体（構成員としての甲型共同企業体を含む。）は、本件入札に係る本契約が締結された日又は締結される見込みがなくなつた日までを存続期間とすること。

(4) 土木工事を分担する構成員の資格要件

ア 甲型共同企業体の構成に関する事項

甲型共同企業体の結成に当たつては、次に掲げる要件を全て満たしていること。

(ア) 構成員の数は2者とし、代表構成員及び第2構成員においては、各1者の組み合わせで自主結成すること。

(イ) 運営形態は、全ての構成員が一体となって工事を施工する共同施工方式であること。

(ウ) 構成員の出資比率の最小限度基準は、30%以上であること。

(エ) 構成員は、本工事について他の甲型共同企業体の構成員でないこと。

(オ) 甲型共同企業体の構成員間で、実質的に経営が同一（当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し又はその出資の総額100分の50を超える出資をしている場合、若しくは当該企業の代表権を有する役員を兼ねている場合など、入札に参加する他の入札参加者との間に資本的又は人的関係がある者）でないこと。

(カ) 構成員の変更は、原則として認めません。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、津市と協議を行ってください。

イ 代表構成員の資格要件

代表構成員は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

(ア) 津市競争入札参加資格者名簿において土木一式工事を希望業種として登載されている者

- (イ) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条に規定する特定建設業の許可（土木工事業）を受けている者
- (ウ) 三重県、愛知県又は岐阜県内に本店又は支店若しくは営業所等（建設工事の請負契約を締結する権限を有する者が常駐している事務所をいいます。）を有する者
- (エ) 審査基準日が令和5年10月1日から令和6年9月30日までの経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書に記載の土木一式工事の総合評定値が、1,000点以上の者
- (オ) 甲型共同企業体の構成員のうち出資比率が最大の者
- (カ) 官公庁等で発注され過去10年間（平成27年度以降）に施工が完了した次の工事の元請実績を有する者（共同企業体による工事の場合には、出資比率が20%以上とする。）
 - 第3種以上の公認陸上競技場の新設又は改修工事（6,476m²以上の全天候型舗装工事を含むものであって、かつ当該工事の施工により公認陸上競技場の認定を受けたものに限る。）
- (キ) 本件工事に、土木工事業の監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する監理技術者を専任で配置できる者。ただし、監理技術者の職務を補佐する者として建設業法第26条第3項第2号に規定する者を当該施工現場に専任で配置するときは、専任であることを要しません。この場合の監理技術者が兼任できる施工現場の数は2とします。（専任で配置予定の技術者を施工中の他の工事に配置している場合は、本契約の締結の日時点で他の工事の完成検査が終了していることとし、兼任で配置予定の技術者を施工中の他の工事に配置している場合は、本契約の締結の日時点で完成検査が終了していない施工現場の数が1以下であること。）
- (ク) 上記イ(キ)に掲げる者は、代表構成員と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。（本件入札に係る入札参加資格審査申請書の提出日において連続3か月以上直接的な雇用関係にある者に限ります。）

ウ 第2構成員の資格要件

第2構成員は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (ア) 津市競争入札参加資格者名簿において土木一式工事を希望業種として登載されている者
- (イ) 建設業法第3条に規定する特定建設業の許可（土木工事業）を受け

ている者

- (ウ) 本市の区域内に本店を有する者
- (エ) 土木一式工事に係る格付区分がA1の者
- (オ) 本工事の施工現場に、一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者を専任で配置できること。（配置予定の技術者が施工中の他の工事に従事している場合は、本契約の締結の日時点で他の工事の完成検査が終了していること。）
- (カ) 上記ウ(オ)に掲げる者は、第2構成員と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。（本件入札に係る入札参加資格審査申請書の提出日において連続3か月以上直接的な雇用関係にある者に限ります。）

(5) 建築工事を分担する構成員の資格要件

建築工事を分担する構成員は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (ア) 津市競争入札参加資格者名簿において建築一式工事を希望業種として登載されている者

- (イ) 建設業法第3条に規定する特定建設業の許可（建築工事業）を受けている者

- (ウ) 本市の区域内に本店を有する者

- (エ) 建築一式工事に係る格付区分がAの者

- (オ) 本件工事に、建築工事業の監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する監理技術者を専任で配置できる者。ただし、監理技術者の職務を補佐する者として建設業法第26条第3項第2号に規定する者を当該施工現場に専任で配置するときは、専任であることを要しません。この場合の監理技術者が兼任できる施工現場の数は2とします。（専任で配置予定の技術者を施工中の他の工事に配置している場合は、本契約の締結の日時点で他の工事の完成検査が終了していることとし、兼任で配置予定の技術者を施工中の他の工事に配置している場合は、本契約の締結の日時点で完成検査が終了していない施工現場の数が1以下であること。）

- (カ) 上記(オ)に掲げる者は、建築工事を分担する構成員と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。（本件入札に係る入札参加資格審査申請書の提出日において連続3か月以上直接的な雇用関係にある者に限ります。）

3 入札参加資格審査申請書等の配付

- (1) 配付期間 令和7年12月22日（月）から令和8年1月16日（金）まで
- (2) 配付場所 ア 津市入札情報公開システムからダウンロード
(津市入札情報公開システムの稼働時間中に限ります。)
イ 津市総務部調達契約課工事契約担当
(配付期間は、上記(1)の期間（土曜日・日曜日・祝日・令和7年12月29日から令和8年1月2日までを除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで)

4 入札参加資格審査申請書等の提出等

- (1) 入札参加者は、上記2に定めるところに従い乙型共同企業体を結成した上、次に掲げるところにより書類等を提出し、本件入札の参加資格の認定を受けなければなりません。

なお、提出期間に当該書類等を提出しない乙型共同企業体又は本件入札の参加資格が認定されなかった乙型共同企業体は、本件入札に参加することはできません。

ア 提出期間

令和7年12月22日（月）午前8時30分から令和8年1月16日（金）まで

（電子入札システム稼働時間中に限りますが、提出期間最終日（令和8年1月16日）は午後5時15分までとします。）

イ 提出場所

津市総務部調達契約課工事契約担当

ウ 提出方法

必ず特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書を電子入札システムで提出してください。

その他提出書類は上記イの窓口に持参してください。ただし、津市電子入札実施要綱第7条に基づき、郵便入札の承認を受けた者は、上記アの期間に全ての提出書類を持参により提出することができます。

- (2) 提出書類

- ア 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書
イ 特定建設工事共同企業体（乙型）協定書の写し
ウ 特定建設工事共同企業体（甲型）協定書の写し
エ 使用印鑑届

- オ 委任状
カ 特定建設工事共同企業体（乙型）構成員の状況調書
キ 配置予定技術者等届出書
ク 上記2(4)イ(カ)に規定する施工実績を証する書類（施工実績届出書及び工事内容等が確認できる書類）
ケ 各構成員の特定建設業の許可証の写し
コ 各構成員の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し（審査基準日が令和5年10月1日から令和6年9月30日までのもの）
サ 配置予定技術者の資格証の写し
シ 配置予定技術者等との雇用関係が確認できる書類
ス 各構成員の営業所専任技術者証明書の写し（建設業許可申請に必要な営業所の専任技術者調書の写し）
セ 施工計画工程表（事前審査用）
ソ 宣誓書

(3) 入札参加資格審査結果の通知

- ア 入札参加資格の審査結果は、令和8年1月23日（金）までに乙型共同企業体の代表者に対し、通知します。
- イ 入札参加者は、入札参加資格が認定されなかった場合、上記アの通知を受けとった日の翌日から2日以内に書面により説明を求めることができるものとします。

5 設計図書の閲覧等

- (1) 閲覧期間 令和7年12月22日（月）から令和8年2月16日（月）まで
- (2) 閲覧場所 ア 津市入札情報公開システムからダウンロード
(津市入札情報公開システムの稼働時間中に限ります。)
イ 津市総務部調達契約課工事契約担当
(閲覧期間は、上記(1)の期間（土曜日・日曜日・祝日・令和7年12月29日から令和8年1月2日までを除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで)

6 工事の質疑等

(1) 施工計画に関する質疑等

- ア 質問受付 令和8年1月7日（水）正午までに指定の質問書によりFAX又は持参にて、津市総務部調達契約課工事契約担当に提

出してください。なお、FAXの場合は、質問書の提出期限時刻必着とし、必ず着信の確認を行ってください。

イ 回答方法 令和8年1月13日（火）までに津市入札情報公開システムに掲載します。また、回答に対する再質問は認めないため、質問書には質問内容を明確に記載し提出してください。

(2) 見積に関する質疑等

ア 質問受付 令和8年1月22日（木）正午までに指定の質問書によりFAX又は持参にて、津市総務部調達契約課工事契約担当に提出してください。なお、FAXの場合は、質問書の提出期限時刻必着とし、必ず着信の確認を行ってください。

イ 回答方法 令和8年1月28日（水）までに津市入札情報公開システムに掲載します。また、回答に対する再質問は認めないため、質問書には質問内容を明確に記載し提出してください。

7 入札方法

(1) 入札方法

入札書は、電子入札システムを利用し、次の入札期間中に入札価格その他の所定の情報を入力し、積算内訳書（指定様式に限ります。）を電子入札システムにて提出してください。

なお、入札に使用するICカードは乙型共同企業体の代表者の名義で取得し、利用者登録をしたICカードを使用し、電子入札に参加するものとします。

入札期間 令和8年1月26日（月）から同年2月12日（木）まで
(電子入札システムの稼働時間中に限ります。)

ただし、津市電子入札実施要綱第7条に基づき、郵便入札の承認を受けた者は、別に定める「郵便入札の取り扱いについて（令和7年10月以降公告分より）」のとおり、入札書及び積算内訳書を郵送してください。

(2) 入札書の郵送提出先

〒514-8799 日本郵便（株）津中央郵便局留 津市役所調達契約課宛

8 開札の日時及び場所

(1) 日時 令和8年2月16日（月）午前9時から

(2) 場所 津市本庁舎7階入札室

9 入札保証金

入札保証金は免除します。

10 契約保証金

契約の締結の際に契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければなりません。ただし、津市契約規則（平成18年津市規則第40号。以下「規則」といいます。）第27条第1項に規定する有価証券等又は金融機関等若しくは保証事業会社との保証委託契約の保証証書を提供することにより、契約保証金の納付に代えることができます。

また、規則第28条第1項第1号に規定する履行保証保険契約に係る保険証券又は同項第2号に規定する工事履行保証契約に係る保証証券を提出することにより、契約保証金の納付を免除することができます。

11 開札の立会い

入札をした者のうち開札の立会いを希望する者は、当該開札に立ち会うことできます。

12 無効の入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

無効の入札は、次の(1)から(3)に掲げるいずれかの事項に該当する場合とします。

(1) 共通の無効

- ア 競争入札に参加する資格のない者が入札をしたとき。
- イ 申請書類等に虚偽の記載があるとき。
- ウ 申請書類等に不備があるとき。
- エ 適正な代理権限を欠いた者によって手続が行われたとき。
- オ 入札者が同一事項の入札に対し2以上の入札をしたとき。
- カ 入札者又はその代理人が他人の入札の代理をしたとき。
- キ 著しく信義に反する行為をしたとき。
- ク 入札に際して連合等の不正行為があったとき。
- ケ 入札金額を訂正しているとき。
- コ 入札金額と積算内訳書の金額が異なるとき。
- サ 前号までに掲げるもののほか、本市が特に指定した事項に違反したとき。

(2) 電子入札の無効

- ア 入札書に指定された事項が入力されていない入札、不要な項目が入力されている入札又は入力された内容が不明確な入札

- イ 電子入札システムにより積算内訳書が提出されていない入札
- ウ 記名又は押印に相当する電磁的記録が付されていない入札
- エ 電子証明書の不正な使用があった入札

(3) 郵便入札の無効

- ア 郵便入札を承認されていない者が行った郵便入札
- イ 入札書に入札者の記名押印のないとき。
- ウ 積算内訳書に入札者の記名押印のないとき。
- エ 入札書の日付がない又は適格通知書受領の日から開札日までの期間内の日付となっていないとき。
- オ 入札書の記載事項が確認できないとき。
- カ 入札書に指定された事項が記載されていないとき。
- キ 指定された郵送方法以外の方法で入札書を郵送したとき。
- ク 入札書が提出期限を過ぎて到着したとき。
- ケ 積算内訳書が同封されていないとき。
- コ 封筒等に指定された事項が記載されていないとき。
- サ 封筒等に記載された件名と同封された入札書の件名が異なるとき。

13 最低制限価格

規則第12条の規定に基づき、最低制限価格を設けます。

14 公正な入札の確保

- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはなりません。
- (2) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札参加意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を決定しなければなりません。
- (3) 入札参加者は、開札の前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはなりません。

15 契約書作成の要否

契約書作成は要とします。また、契約条項については、津市工事請負契約約款によるものとします。

16 その他の注意事項

- (1) 前金払 有（令和8年4月以降）
- (2) 部分払 有（2回）
- (3) 落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の10に相当す

る額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を電子入札システムで入札書に入力してください。

- (4) 落札者の決定については、予定価格の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低価格で入札した者を落札者とします。
なお、落札者となるべき同価格の入札者が2者以上あるときは、電子くじにより落札者を決定します。
- (5) 本工事に係る請負契約は、津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年津市条例第53号）に該当するものであり、議会の議決を要するものであるため、落札後速やかに仮契約を締結し、当該議決を経た後直ちに本契約とします。
- (6) この入札に係る費用は、すべて入札参加者の負担とします。
- (7) 電子入札システムの障害等やむを得ない理由により電子入札を行うことができないと判断したときは、当該入札を延期し、若しくは中止し、又は郵便入札に変更することがあります。
- (8) 談合情報、天災その他やむを得ない事由により入札を行うことができないときは、入札を延期又は中止することができます。
- (9) 入札の中止等に至った場合において、見積りに係る費用その他入札に係る一切の費用は補償しません。
- (10) この入札に係る談合情報の通報等があったときは、津市入札談合情報処理要領（平成18年1月1日施行）に基づき、落札を保留又は取り消す場合があります。
- (11) 入札をした者は、入札後において、設計図書等（設計図書、図面、仕様書、関係書類及び現場等）についての不明を理由として異議を申し立てることはできません。
- (12) 本件工事は津市公契約条例（平成29年津市条例第22号）第6条の2第1項に規定する労働報酬下限額の適用案件です。
労働環境の確保に係る誓約事項及び令和7年度津市公契約条例労働報酬下限額運用マニュアルを必ず確認してください。
- (13) 本件は月2回土日完全週休2日制工事（発注者指定型）試行案件です。

担当課（問い合わせ先）

津市総務部調達契約課工事契約担当

電話番号 059-229-3122

FAX 059-229-3333

津市公告第179号

建設工事等に係る事後審査型条件付一般競争入札（以下「事後審査型入札」といいます。）に関する必要な事項について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び津市契約規則（平成18年津市規則第40号）第4条の規定により、公告します。

この公告は事後審査型入札を執行するに当たっての共通事項を示すものであり、個々の入札に付する事項及び入札参加資格等については、別に公告します。

なお、令和7年6月9日津市公告第79号は廃止します。

令和7年12月22日

津市長 前葉泰幸

別紙のとおり

事後審査型条件付一般競争入札共通事項

1 入札参加者に必要な資格要件

津市が執行する建設工事等に係る事後審査型条件付一般競争入札（以下「事後審査型入札」といいます。）に参加できる建設業者等は、次に掲げる要件を備えている者でなければなりません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可（建設コンサルタント等にあっては、それぞれの業務に関し法令の定めるところによる登録）及び同法第27条の23第1項に規定する経営事項審査（建設コンサルタント等にあっては、市長が別に定める審査）を受けており、かつ、その審査の基準日の前日までに営業年数が1年以上ある者
- (3) 津市競争入札参加資格者名簿に登載されている者
- (4) 当該対象工事等の業種に応じた技術者を有している者
- (5) 個別の案件ごとの公告（以下「個別公告」といいます。）から入札時までの期間において、本市から指名停止等を受けていない者
- (6) 手形交換所により取引停止処分を受ける等経営状態が著しく不健全でない者
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であって、手続開始決定の日を基準日とする経営事項審査（その日以後迎えた決算日を基準日とする経営事項審査）の結果に基づき、建設工事について入札参加資格を認められ、かつ、再生計画又は更生計画が認可された者を除きます。
- (8) 建設業法その他の法令、規則等に違反していない者

- (9) 個別公告において示す参加資格要件を満たしている者
- (10) その他市長が事後審査型入札に係る参加業者として不適当であると認め
る者でない者

2 入札参加方法等

(1) 設計図書等の閲覧

建設工事等に係る設計図書等（設計図書、図面、仕様書、関係書類及び現場等）については、個別公告で示す期間、入札情報公開システム及び総務部調達契約課において閲覧に供します。

(2) 質問及び回答

入札参加者は、設計図書等（設計図書、図面、仕様書、関係書類及び現場等）を熟覧の上、設計図書等に質問がある場合は、個別公告において示す入札参加資格要件を有する者に限って、期限日までに書面により申し出ることができます。質問に対する回答は、入札情報公開システムに掲載するものとします。

(3) 入札参加手続

事後審査型入札においては、入札参加のために事前に申請手続きを行うことを要せず、この共通事項及び個別公告において示す入札参加資格要件を満たす者は、当該公告において示す入札書提出期間中、電子入札システムを利用して、入札価格その他の所定の情報を入力し、提出することにより入札参加できるものとします。ただし、津市電子入札実施要綱第7条第1項各号のいずれかに該当すると認めるとときは、別に定める郵便入札の取扱いに基づき郵便入札により入札書等を提出することができます。この場合においては、郵便入札方式参加承認申請書を個別公告において示す入札書提出期間の最終日の午後5時15分までに持参又はFAXにて提出し、承認を受けなければなりません。

また、FAXによる提出の場合は、必ず着信の確認を行ってください。

なお、郵便での入札が承認された場合は、別に定める郵便入札の取扱いに基づき、入札書を行うものとします。

FAX番号：059-229-3333

(4) 入札回数

入札回数は、1回とします。

3 入札書入力事項等

(1) 電子入札システムにて入札金額、くじ入力番号その他必要な事項を入力

すること。ただし、郵便入札を承認された場合において、入札書にくじ入力番号の記載がない又は記載が不明瞭な場合は、くじ入力番号を000とします。

- (2) 落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入力すること。

4 積算内訳書

- (1) 入札金額に対応した積算内訳書を必ず提出すること。
- (2) 積算内訳書の合計金額は、必ず入札金額と同額とすること。
- (3) 積算内訳書は、電子入札システムにて、入札金額その他所定の情報の入力に併せて必ず提出すること。ただし、郵便入札の場合は、入札書と積算内訳書を必ず同封すること。
- (4) 積算内訳書の審査を行った結果、不明な点があるときは、さらに詳しい積算明細書等の資料提出及び積算根拠の説明を求めることがあります。

5 落札可能件数届出書

同一開札日に複数の案件の入札を行った場合で、入札件数と落札可能件数が異なる場合は必ず落札可能件数届出書を提出すること。

6 開札の立会い

入札をした者のうち開札の立会いを希望する者は、当該開札に立ち会うことができます。

7 開札及び落札候補者の決定

- (1) 開札は、個別公告において示す日時及び場所において行うものとします。
- (2) 開札の結果、予定価格の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低価格で入札した者を落札候補者とし、当該落札候補者の入札参加資格の審査のため落札決定を保留し、開札を終了するものとします。
- (3) (2)の落札候補者となるべき者が複数ある場合は、電子くじにより、当該複数入札者の落札候補順位を決定します。

8 無効の入札

無効の入札は、次の(1)から(3)に掲げるいずれかの事項に該当する場合とし

ます。

(1) 共通の無効

- ア 競争入札に参加する資格のない者が入札をしたとき。
- イ 入札者が同一事項の入札に対し2以上の入札をしたとき。
- ウ 入札者又はその代理人が他人の入札の代理をしたとき。
- エ 入札に際して連合等の不正行為があったとき。
- オ 入札金額を訂正しているとき。
- カ 入札保証金の納付がないとき、又は額が不足するとき。
- キ 開札前において入札参加資格要件を満たさないことが明らかな者が入札をしたとき。
- ク 入札金額と積算内訳書の合計金額が異なるとき。
- ケ 落札候補者となった件数が落札可能件数に達した以後に当該落札候補者が入札をしたとき。
- コ 開札後に入札参加資格の審査を行った結果、入札参加資格要件を満たさないことが分かったとき。
- サ その他あらかじめ指示した事項に違反したとき。

(2) 電子入札の無効

- ア 入札書に指定された事項が入力されていない入札、不要な項目が入力されている入札、又は入力された内容が不明確な入札
- イ 電子入札システムにより積算内訳書が提出されていない入札
- ウ 記名又は押印に相当する電磁的記録が付されていない入札
- エ 電子証明書の不正な使用があった入札

(3) 郵便入札の無効

- ア 郵便入札を承認されていない者が行った郵便入札
- イ 入札者の記名押印のないとき。
- ウ 入札書の記載事項が確認できないとき。
- エ 入札書に指定された事項が記載されていないとき。
- オ 入札書に個別公告の日から開札の日までの日付が記載されていないとき。
- カ 積算内訳書が同封されていない入札
- キ 指定された郵送方法以外の方法で入札書を郵送したとき。
- ク 入札書が提出期限を過ぎて到着したとき。
- ケ 封筒等に指定された事項が記載されていないとき。

コ 封筒等に記載された件名と同封された入札書の件名が異なるとき。

9 落札可能件数の変更

電子入札システムによる入札価格その他の所定の情報を入力後、又は入札書の投函以降、落札可能件数に変更が生じた場合は、「落札可能件数変更届」を必ず開札日までにFAX又は持参により提出するものとします。

10 入札書の書き換え等の禁止

電子入札システム又は、郵便入札により入札書等を提出した以降、入札書及び積算内訳書を書き換え、引き換え、又は撤回することはできません。

11 入札参加資格確認資料の提出

落札候補者となった者は、事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」といいます。）及び次に掲げる確認資料を電子入札システム又は持参により調達契約課へ提出するものとします。

なお、確認申請書及び確認資料の電子入札システムによる提出については、ファイル容量超過により提出できない又は個別公告において書面での提出を指定している等の場合は、確認資料の提出期間内にe-mail又は書面で提出してください。

また、書面での提出については、FAXによる提出も可とします。

e-mail : 229-3121@city.tsu.lg.jp

(1) 建設工事の場合

ア 建設業許可証明書等の写し（支店等業者にあっては、支店等が対象業種の建設業許可を有することを証明する書類）

イ 配置予定の主任（監理）技術者及び現場代理人等との雇用関係を確認するための書類

ウ 配置予定の主任（監理）技術者の資格者証の写し（実務経験の場合は、実務経験経歴書）

エ 専任技術者証明書の写し（建設業許可申請時に必要な営業所の専任技術者調書の写し）

オ 同種工事の施工実績届出書

カ その他入札参加資格を確認するために個別公告で示した資料

(2) 建設コンサルタント等の場合

ア 建設コンサルタント等に係る登録を証明する書類

イ 当該業種における直近決算の営業収入金額が確認できる書類

ウ 配置予定技術者との雇用関係を確認するための書類

- エ 配置予定技術者の資格証の写し等
 - オ 同種業務の履行実績届出書
 - カ その他入札参加資格を確認するために個別公告で示した資料
- (3) 確認申請書、上記(1)才同種工事の施工実績届出書又は上記(2)才同種業務の履行実績届出書を電子入札システムで提出する場合には、押印は不要とします。
- (4) 落札候補者は、提出を求められた日の翌日から起算して2日以内に確認申請書及び確認資料を提出しなければなりません。
- (5) 配置予定の技術者は入札参加資格確認資料提出期限日時点で配置可能でなければなりません。
- (6) 落札候補者が提出期限内に確認申請書及び確認資料を提出しない場合、当該落札候補者は入札参加資格要件を満たしていないものとみなします。

12 公正な入札の確保

- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはなりません。
- (2) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札参加意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を決定しなければなりません。
- (3) 入札参加者は、開札の前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはなりません。

13 落札者の決定

- (1) 落札候補者から提出された確認申請書及び確認資料を審査した結果、入札参加資格要件を満たしていることを確認したときは、当該落札候補者を落札者と決定します。
- (2) (1)の審査の結果、落札候補者が入札参加資格要件を満たしていないことを確認したときは、当該落札候補者が行った入札を無効とし、次に低い価格をもって入札した者を新たに落札候補者とし、適格者が現れるまで順次審査を行うものとし、その過程において、同価格の入札をした者が複数ある場合は、電子くじを行い、落札候補者の順位を決定します。
- (3) 入札参加資格要件の審査の結果、落札候補者が入札参加資格要件を満たしていないことを確認したときは、事後審査型条件付一般競争入札参加資格審査結果通知書により通知するものとします。
- (4) (3)の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して2日以内に

書面により決定理由について説明を求めることがあります。

- (5) (4)の説明を求められたときは、説明を求められた日の翌日から起算して4日以内に回答書により回答するものとします。

14 入札保証金

入札の際に入札価格の100分の5以上の入札保証金を納付しなければなりません。ただし、津市契約規則（平成18年津市規則第40号。以下「規則」といいます。）第15条第1項各号のいずれかに該当する場合及び予め個別公告において入札保証金を不要とした場合は、この限りではありません。

15 契約保証金

- (1) 契約の締結の際に契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければなりません。ただし、規則第27条第1項に規定する有価証券等又は金融機関等若しくは保証事業会社との保証委託契約の保証証書を提供することにより、契約保証金の納付に代えることができます。
- (2) 津市建設工事執行規則（平成18年津市規則第41号）第12条の規定に該当する場合は、契約保証金を免除します。

16 予定価格

予定価格は、個別公告において明らかにします。ただし、予定価格の事後公表試行案件については、落札候補者がない場合を除き、開札後直ちに明らかにします。

17 最低制限価格

最低制限価格の設定については、個別公告において明らかにします。

18 入札の中止等

- (1) 電子入札システムの障害等やむを得ない理由により電子入札を行うことができないと判断したときは、当該入札を延期し、若しくは中止し、又は郵便入札に変更することができます。
- (2) 事後審査型入札への参加に係る業者等が不正の利益を得るために連合し、又は不穏な行動をなす等公正な入札の執行を確保することができないと認めるときは、当該事後審査型入札を延期、中止等の措置をとることができます。
- (3) 天災その他やむを得ない事由により入札（開札）を行うことができないと認めるときは、入札（開札）を中止することができます。
- (4) 入札の中止等に至った場合においても、見積りに係る費用、郵送に係る費用その他入札に係る一切の費用は補償しません。

19 異議申立て等

入札をした者は、入札後において、設計図書等（設計図書、図面、仕様書、関係書類及び現場等）についての不明を理由として異議を申し立てることはできません。

20 期限の特例

この共通事項において示す期限については、津市の休日を定める条例（平成18年津市条例第14号）第3条の規定を準用します。

津市公告第180号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和7年12月23日

津市長 前 葉 泰 幸

1 工事完了年月日

令和7年12月15日

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

津市住吉町198番

3 許可を受けた者の住所及び氏名

津市住吉町1番10号

株式会社津市環境公社

代表取締役 原田 浩伸

津市公告第181号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和7年12月23日

津市長 前 葉 泰 幸

1 工事完了年月日

令和7年12月15日

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

津市久居野村町字八丁770番ほか6筆

3 許可を受けた者の住所及び氏名

松阪市西町283番地1

創和不動産株式会社

代表取締役 世古 政弘

津市公告第182号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を指定しましたので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により次のとおり公告します。

令和7年12月24日

津市長 前 葉 泰 幸

1 指定に係る道路の種類

建築基準法第42条第1項第5号

2 指定の年月日

令和7年12月22日

3 指定道路の位置

津市久居本町1582番5

4 指定道路の延長及び幅員

(1) 延長

A 30.7メートル

(2) 幅員

A 5.0メートル

津市公告第183号

津市学校給食会計管理システム構築等業務について、別紙のとおり公募型プロポーザルを実施するので、公告します。

令和7年12月24日

津市長 前 葉 泰 幸

1 業務概要

(1) 件名

津市学校給食会計管理システム構築等業務

(2) 履行期間

ア 津市学校給食会計管理システム構築業務

契約締結日から令和8年8月31日まで

イ 津市学校給食会計管理システムの利用

令和8年9月1日から令和13年8月31日まで（長期継続契約）

(3) 提案上限額（消費税及び地方消費税を含まない金額）

（単位：千円）

年度	津市学校給食会計管理システム構築業務	津市学校給食会計管理システムの利用	年度額計
令和8年度	19, 353	4, 218	23, 571
令和9年度	—	7, 230	7, 230
令和10年度	—	7, 230	7, 230
令和11年度	—	7, 230	7, 230
令和12年度	—	7, 230	7, 230
令和13年度	—	3, 012	3, 012
合計	19, 353	36, 150	55, 503

2 参加資格

本事業の企画提案（以下、「本プロポーザル」という。）に参加できる者は、以下の参加資格要件の全てを満たす事業者であること。

(1) 津市契約規則（平成18年津市規則第40号）第7条に規定する津市競争入札参加資格者名簿に登載されていること。登載されていない場合にあっては、以下の書類を提出し確認を受けていること。

ア 法人にあっては、履歴事項全部証明書（登記簿謄本）

イ 商号登記をしている個人にあっては、履歴事項全部証明書（商号登記簿謄本）

ウ 商号登記をしていない個人にあっては、身分証明書及び登記されてい

ないことの証明書

エ 印鑑（登録）証明書

オ 法人にあっては、本社又は委任先となる営業所等の所在地における市区町村税について、申請日において未納の徴収金がないことを証明する書類（本社で参加する場合は本社所在地の証明書を、委任先となる営業所等で参加する場合は、当該営業所等所在地の証明書及び本社所在地の証明書を提出するものとする。）

カ 個人にあっては、事業所等の所在地における市区町村税について、申請日において未納の徴収金がないことを証明する書類

キ 法人にあっては、法人税並びに消費税及び地方消費税の記載がある未納税額のない証明書

ク 個人にあっては、所得税並びに消費税及び地方消費税の記載がある未納税額のない証明書

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する一般競争入札の参加者の資格を有していること。

(3) 津市建設工事等指名停止基準（平成21年4月8日施行）による指名停止を受けている者でないこと。

(4) 自己又は自社の役員等が次の各号のいずれにも該当する者でないこと、及び次の各号に掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申

立て、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。

ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であって、再生計画又は更生計画が認可された者を除く。

- (6) 手形交換所から取引停止処分を受けている者でないこと。

3 本プロポーザルの日程

本プロポーザルは、以下の日程で行う。

公告	令和7年12月24日（水）から
実施要領等の配布	令和7年12月24日（水）から 令和8年1月16日（金）午後3時まで
参加表明書提出期限	令和8年1月16日（金）午後3時まで
質問書の受付	令和7年12月24日（水）から 令和8年1月16日（金）午後3時まで
質問書の回答期限	令和8年1月20日（火）午後5時15分まで
企画提案書提出期限	令和8年1月23日（金）午後5時15分まで
審査（企画提案書に基づくプレゼンテーション及び質疑応答）	令和8年2月6日（金） 午後3時から午後5時まで
審査結果通知	令和8年2月9日（月）以降速やかに

4 実施要領等の配布

実施要領等は、津市ホームページ内の本プロポーザル記事内からダウンロードすること。

5 契約の相手方の最優先候補者の選定について

津市学校給食会計管理システム構築等業務プロポーザル方式審査委員会において、提案書に基づく提案説明を受け、提案内容等を公正かつ客観的に評価し、最も優れた企画提案を行った者を契約の相手方となる最優先候補者（以下「最優先候補者」という。）として選考する。

6 契約の締結について

審査の結果、最優先候補者と選定された提案者と、提案された内容を踏ま

えた上で契約に関する協議を行い、協議後の仕様内容に基づいた見積を徴取り、契約の締結を行う。

なお、最優先候補者と協議が整わない場合、最優先候補者に次いで高い評価点を得た提案者と契約に向けての協議を行うこととする。

7 その他

本プロポーザルに関する詳細は、「津市学校給食会計管理システム構築等業務プロポーザル実施要領」による。

【問合せ先】

津市教育委員会事務局

教育総務部教育総務課給食担当

電話 059-229-3246

FAX 059-229-3332

津市公告第184号

津市農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第11条第1項の規定に基づき公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案及び変更しようとする理由を記載した書面を次のとおり縦覧に供します。

なお、本市に住所を有する者は、農業振興地域の整備に関する法律第13条第4項において準用する同法第11条第2項の規定に基づき、当該農業振興地域整備計画の変更案に対し、縦覧期間満了の日までに意見書を提出することができます。

また、当該農業振興地域整備計画の変更案のうち農用地利用計画に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、農業振興地域の整備に関する法律第13条第4項において準用する同法第11条第3項の規定に基づき、当該農用地利用計画の変更案に対し、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議を申し出ることができます。

令和7年12月24日

津市長 前葉泰幸

1 農業振興地域整備計画の変更案の縦覧期間及び時間

期間 令和7年12月24日から令和8年1月22日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除きます。）

時間 午前8時30分から午後5時15分まで

2 農業振興地域整備計画の変更案の縦覧場所、意見書の提出先及び異議の申出先

津市農林水産部農林水産政策課（津市本庁舎6階）

〒514-8611

津市西丸之内23番1号

FAX番号 059-229-3168

E-mail 229-3171@city.tsu.lg.jp

3 意見書の提出方法及び提出に当たっての留意事項

意見は、書面によるものとし、直接持参又は郵送するか、ファクシミリ又は電子メールにより送付してください。

津市の定める様式に住所、氏名及び電話番号（法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地及び電話番号）を記載してください。

4 異議の申出方法及び申出に当たっての留意事項

申出は、書面（任意様式）によるものとし、直接持参又は郵送してください。

津市公告第185号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和7年12月25日

津市長 前 葉 泰 幸

1 工事完了年月日

令和7年12月8日

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

津市大里窪田町字下沢2861番1、2862番1

3 許可を受けた者の住所及び氏名

津市桜橋三丁目176番地

川本 英嗣

津市公告第186号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和7年12月25日

津市長 前 葉 泰 幸

1 工事完了年月日

令和7年12月8日

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

津市大里窪田町字下沢2861番6、2862番2

3 許可を受けた者の住所及び氏名

津市芸濃町椋本906番地6

株式会社メディカルウイングス

代表取締役 水谷 岳史

津市消防本部公告第3号

消防法（昭和23年法律第186号）第12条の3第1項の規定により命令を行いましたので、同条第2項において準用する同法第11条の5第4項の規定により次のとおり公告します。

令和7年12月18日

津市消防長 中川 達也

1 命令を受けた防火対象物の所在地及び名称

(1) 所在地

三重県津市殿村字鍛治屋垣内1535番地、1536番地

(2) 名称

株式会社伊藤佑セルフステーション津殿村

2 命令を受けた者の氏名

株式会社伊藤佑 代表取締役 伊藤 佑祐

3 命令事項

令和7年12月5日に発生した火災の原因が解明され再発防止策を講じるまでの間、上記対象物での荷下ろし業務を停止すること。

4 命令者

津市長 前葉 泰幸